

新潟県国民保護計画

平成30年12月変更

新 潟 県

目 次

第1編	総論	1
第1章	計画作成の趣旨	1
1	県の責務及び新潟県国民保護計画の位置付け	1
2	県国民保護計画の構成	2
3	新潟県地域防災計画等との関連	2
4	県国民保護計画の見直し、変更手続	3
5	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
6	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	8
1	関係機関の責務	9
2	各機関の事務又は業務の大綱	10
第4章	新潟県の地理的、社会的特徴	13
1	地形	13
2	気候・気象	14
3	人口の状況	15
4	道路の位置等	18
5	鉄道、空港及び港湾の位置等	18
6	自衛隊施設等	20
7	原子力発電施設等	20
8	その他	20
第5章	県国民保護計画が対象とする事態の概要等	21
1	武力攻撃事態の類型	21
2	緊急対処事態の類型	22
第2編	平素からの備え等予防に関する計画	23
第1章	県における組織・体制の整備	23
1	県の各部局における平素の業務	23
2	県職員の参集基準等	24
3	代替職員、交代要員等	25
4	国民の権利利益の救済に係る手続き等	26
5	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	27
第2章	関係機関との連携体制の整備	28
1	基本的考え方	28
2	国の機関との連携	28
3	他の都道府県との連携	29

4	市町村との連携	29
5	指定公共機関等との連携	30
6	ボランティア団体等に対する支援	31
7	地域コミュニティによる共助意識の醸成	31
第3章	通信の確保	32
1	県における通信の確保	32
2	県警察における通信の確保	33
3	市町村における通信の確保	33
第4章	情報収集・伝達体制の整備	34
1	基本的考え方	34
2	警報等の通知に必要な準備	34
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	35
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	35
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	38
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	38
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	39
第5章	研修及び訓練	40
1	研修の実施	40
2	訓練の実施	40
第6章	避難・救援体制の整備	42
1	避難に関する基本的事項	42
2	救援に関する基本的事項	42
3	避難施設の指定	43
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	45
5	交通の確保に関する体制等の整備	46
6	特に注意を要する施設の避難計画	46
7	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	46
第7章	医療救護体制の整備	48
1	医療救護体制の確立	48
2	県医療救護班等の派遣体制の整備	49
3	救急連絡体制の確立	49
4	医療資器材等の確保	49
5	医療救護対策の充実	49
第8章	要配慮者の支援体制の充実	50
1	要配慮者への配慮	50
2	社会福祉施設等における安全確保対策	51
3	園児、児童及び生徒への配慮	52
第9章	生活関連等施設の把握等	53
1	生活関連等施設の把握	53

2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	5 4
3	市町村における平素からの備え	5 5
第 1 0 章	県が管理する公共施設等における警戒	5 6
1	県が管理する公共施設等における警戒	5 6
2	市町村が管理する公共施設等における警戒	5 6
第 1 1 章	物資及び資材の備蓄等	5 7
1	物資及び資材の備蓄、整備	5 7
2	防災のための備蓄との関係	5 7
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	5 7
4	市町村国民保護計画、指定地方公共機関国民保護業務計画で定めるべき事項	5 8
第 1 2 章	豪雪地域の体制整備	5 9
1	除排雪体制・施設整備等の推進	5 9
2	緊急活動体制の整備	5 9
3	総合的な雪対策の推進	5 9
第 1 3 章	国民保護に関する啓発	6 0
1	国民保護措置に関する啓発	6 0
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	6 0
3	市町村における国民保護に関する啓発	6 1
第 3 編	武力攻撃事態等への対処に関する計画	6 2
第 1 章	初動連絡体制の整備	6 2
1	緊急事態連絡室等の設置	6 2
2	県対策本部への移行	6 3
3	県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	6 3
4	警戒区域の設定等	6 3
5	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	6 4
第 2 章	対策本部の組織・運営計画	6 5
1	県対策本部の設置	6 5
2	県対策本部の組織及び分掌事務	6 7
	統括調整部	6 7
	応急対策各部	7 0
	県現地対策本部	7 0
	現地調整所	7 0
	地方本部	7 0
	連絡本部	7 1
3	会議の開催	7 2
第 3 章	関係機関の相互協力体制	7 4
1	国の事態対策本部との連携	7 4

2	指定行政機関又は指定地方行政機関への要請	7 4
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	7 4
4	他の都道府県への応援要請、事務の委託	7 5
5	指定公共機関、指定地方公共機関への要請	7 6
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	7 6
7	県の行う応援等	7 7
8	ボランティア団体等に対する支援等	7 8
9	住民への協力要請	7 8
第4章	武力攻撃事態等における通信の確保	7 9
1	情報通信手段の確保	7 9
2	情報通信手段の機能確認	7 9
3	通信輻輳により生ずる混信等の対策	7 9
4	市町村における通信の確保	7 9
第5章	警報・避難指示の伝達	8 0
1	警報の通知等	8 0
2	市町村による警報の伝達	8 1
3	県警察による警報の伝達	8 2
4	緊急通報の発令	8 2
5	避難措置の指示	8 3
6	避難の指示	8 5
第6章	避難の実施	9 0
1	事態に応じた避難の種類と対処	9 0
2	避難実施要領	9 2
3	県による避難住民の誘導の支援等	9 5
4	避難住民の受入れ	9 8
5	都道府県の区域を越える避難	9 9
6	避難所等における治安確保等	9 9
7	避難後の状況の変化等に応じた措置	9 9
8	避難の長期化への対処	1 0 0
9	避難の指示の解除	1 0 0
第7章	避難住民等の運送	1 0 2
1	輸送力の確保	1 0 2
2	指定公共機関等に対する運送の求め	1 0 2
3	緊急運送体制の確立	1 0 3
4	緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保	1 0 4
5	被災地等の交通関係情報の収集・伝達	1 0 4
第8章	交通規制	1 0 5
1	交通状況の把握	1 0 5
2	交通規制の実施	1 0 5

3	緊急通行車両の確認	105
4	交通規制等の周知徹底	105
5	緊急交通路確保のための権限等	106
6	関係機関等との連携	106
第9章	要配慮者の避難等への配慮	107
1	要配慮者への配慮	107
2	病院、社会福祉施設における対策	107
3	園児、児童及び生徒への配慮	108
第10章	救援の実施	109
1	救援の実施	109
2	関係機関との連携	110
3	救援の内容	111
4	医療救護活動	114
5	被災者の捜索及び救出	116
6	死体の捜索、処理、火葬及び埋葬	116
7	救援の際の物資の売渡し要請等	117
第11章	安否情報の収集・提供	118
1	安否情報の収集	119
2	総務大臣に対する報告	119
3	安否情報の照会に対する回答	119
4	日本赤十字社に対する協力	122
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	122
第12章	武力攻撃災害への対処	123
1	武力攻撃災害への対処等	123
2	生活関連等施設の安全確保	123
3	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	125
4	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生の防止	127
5	NBC攻撃による災害への対処等	127
6	応急措置等	130
	退避の指示	130
	知事、市町村長の事前措置	131
	警戒区域の設定	131
	応急公用負担等	132
	消防に関する措置等	132
第13章	被災情報の収集及び報告	134
1	被災情報の収集	134
2	被災情報の報告	134
3	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	134
第14章	保健衛生の確保	136

1	保健衛生の確保対策	1 3 6
2	防疫対策	1 3 6
3	食品衛生確保対策	1 3 6
4	栄養指導対策	1 3 6
5	廃棄物の処理対策	1 3 6
第 1 5 章	文化財の保護その他の措置	1 3 8
1	文化財の保護	1 3 8
2	動物愛護対策等の実施	1 3 8
第 1 6 章	ボランティア受入れ計画	1 4 0
1	安全の確保	1 4 0
2	県ボランティア本部の設置	1 4 0
3	市町村ボランティアセンターの設置	1 4 0
第 1 7 章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	1 4 1
第 4 編	原子力発電所等重要施設における武力攻撃事態等への対処	1 4 5
第 1 章	基本方針	1 4 5
1	重要施設における武力攻撃事態等に対する基本方針	1 4 5
2	重要施設の考え方	1 4 5
第 2 章	原子力発電所における武力攻撃事態等への対処	1 4 6
1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	1 4 6
2	武力攻撃原子力災害への備え	1 4 7
	原子力事業者の体制整備	1 4 7
	原子力発電所の警備の強化	1 4 7
	環境放射線モニタリング体制の強化	1 4 7
	原子力災害医療体制の強化	1 4 7
	医療活動用資機材等の整備	1 4 7
	武力攻撃原子力災害に備えた訓練	1 4 8
3	通報等及び実施体制の確立	1 4 8
	武力攻撃の兆候の通報等	1 4 8
	放射性物質等の放出等の通報等	1 4 8
	緊急事態連絡室の設置	1 4 9
	緊急通報の発令	1 4 9
	現地対策本部の設置	1 4 9
	自衛隊の部隊等の派遣要請	1 5 0
	知事による安全確保措置の要請	1 5 0
	国の命令による原子炉の運転停止	1 5 0
	原子力事業者の判断による原子炉の運転停止	1 5 0
	武力攻撃原子力災害の公示の通知	1 5 0
4	応急対策等	1 5 1

放射線物質等の放出等に係る事業者の応急措置等	1 5 1
応急対策	1 5 1
情報の伝達	1 5 2
住民の避難等	1 5 2
警戒区域の設定	1 5 3
環境放射線モニタリングの実施	1 5 4
原子力災害医療の実施	1 5 4
飲料水、飲食物の摂取制限等	1 5 5
事後対策の実施	1 5 5
第 3 章 大規模駅における武力攻撃事態等への対処	1 5 7
1 対象施設の考え方	1 5 7
2 安全確保の留意点	1 5 7
3 武力攻撃事態等への備え	1 5 7
4 通報体制及び安全確保措置の要請	1 5 8
5 施設利用者等の避難措置	1 5 8
6 応急対策等	1 5 9
第 4 章 港湾施設における武力攻撃事態等への対処	1 6 0
1 対象施設の考え方	1 6 0
2 安全確保の留意点	1 6 0
3 武力攻撃事態等への備え	1 6 0
4 通報体制及び安全確保措置の要請	1 6 1
5 施設利用者等の避難措置	1 6 1
6 応急対策等	1 6 2
第 5 章 空港旅客ターミナル施設における武力攻撃事態等への対処	1 6 4
1 対象施設の考え方	1 6 4
2 安全確保の留意点	1 6 4
3 武力攻撃事態等への備え	1 6 4
4 通報体制及び安全確保措置の要請	1 6 5
5 施設利用者等の避難措置	1 6 5
6 応急対策等	1 6 6
第 6 章 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処	1 6 8
1 対象施設の考え方	1 6 8
2 安全確保の留意点	1 6 8
3 武力攻撃事態等への備え	1 6 8
4 通報体制及び施設の使用停止命令	1 6 9
5 周辺住民等の避難措置	1 7 0
6 応急対策等	1 7 1
第 5 編 離島における武力攻撃事態等への対処	1 7 2

第1章	基本方針	172
1	離島における武力攻撃事態等に対する基本的な考え方	172
2	運送事業者との連携	172
3	県、市町村の役割分担	172
第2章	平素からの備え	173
1	平素から把握しておくべき情報	173
2	関係機関との連絡体制整備	173
3	避難運送体制の整備	174
4	避難実施要領の準備	174
第3章	武力攻撃事態等における対応	175
1	避難の準備	175
2	関係機関への連絡・要請	176
3	避難の実施	176
4	島外避難に係る留意点	177
5	空港・港湾等の使用の留意点	177
6	避難住民の運送の求め及び指示に係る留意事項	178
第6編	復旧に関する計画等	179
第1章	応急の復旧	179
1	基本的考え方	179
2	ライフライン施設の応急の復旧	179
3	輸送路の確保に関する応急の復旧	180
第2章	武力攻撃災害の復旧	181
1	基本的考え方	181
第3章	国民生活の安定に関する措置	182
1	被災者のための相談、支援等	182
2	住宅対策	183
3	生活関連物資等の需給・価格状況の調査・監視	183
4	生活基盤等の確保	185
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	186
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	186
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	186
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	186
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	187
第7編	緊急対処事態への対処	188
1	緊急対処事態	188
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	189

第1編 総論

第1章 計画作成の趣旨

我が国の平和と安全を確保するためには、日本国政府の平素からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民に被害が及ぶ事態が発生し又はそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

県は、県民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び新潟県国民保護計画の位置付け

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、県民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置付け

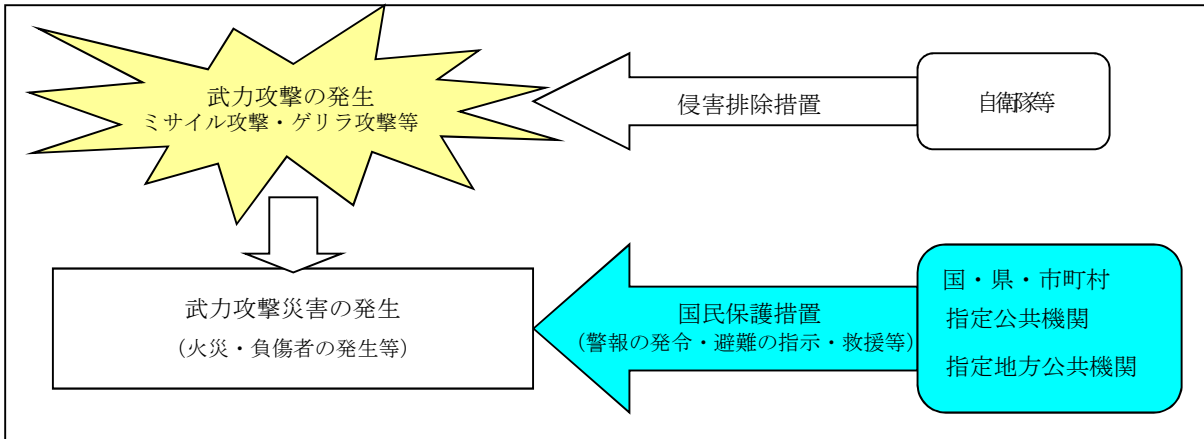
県国民保護計画は、国民保護法第34条の規定に基づいて作成するものであり、本県における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

なお、この計画に基づく国民保護措置の具体的運用については、別途マニュアル等で定める。

【武力攻撃事態における国民保護の位置付け】



2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え等予防に関する計画
- 第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画
- 第4編 原子力発電所等重要施設における武力攻撃事態等への対処
- 第5編 離島における武力攻撃事態等への対処
- 第6編 復旧に関する計画等
- 第7編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 新潟県地域防災計画等との関連

新潟県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）は、自然災害等から県民等の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、県国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定されるため、県国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて県地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

また、石油コンビナート等特別防災区域に関する対処については、新潟県石油コンビナート等防災計画を準用し、適切に国民保護措置にあたるものとする。

4 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、県国民保護計画の見直しに当たっては、新潟県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問のうえ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は行わない。

5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

6 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

（計画関連）

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
事態対策本部長	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる事態対策本部の長

基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
県民等	県内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで県内に滞在している人、県内を車や電車で通過中の人など、県内の全ての人のこと

（武力攻撃関連）

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報のこと
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

（避難・救援関連）

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
避難措置の指示	国の事態対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの

避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	都道府県知事が武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報
警戒区域	都道府県知事及び市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域のこと
退避の指示	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等その他の特に配慮を要する者のこと（災害対策基本法第8条第2項関係）

（関係機関・施設関連）

用語	意義
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で定められた国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の31機関
指定地方行政機関	事態対処法第2条第6号の規定により、政令で定められた国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関
生活関連等施設	発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、以下のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用や保管及び土地、家屋の使用等、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、他の都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 県民等の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、県民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、県民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

なお、県は、平成15年6月5日参議院「武力攻撃事態への対処に関する特別委員会」

附帯決議に留意する。

【参考】

(平成 15 年 6 月 5 日参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会附帯決議 抜粋)

放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては、放送の内容を警報、武力攻撃事態等の状況、避難の指示の内容等最小限にとどめ、かつ、放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し、いやしくも表現・言論の自由を侵すことのないようにすること

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性等への配慮

本県は、日本海に面する長大な海岸線を有し、日本海沖には離島である佐渡島、粟島が位置する。また、県内には世界最大級の発電量を有する原子力発電所のほか、国際線の就航する空港、港湾、首都圏に直結する新幹線など、国内外の交通拠点も存在する。さらに、本県は、全国でも有数の豪雪地帯であり冬期の気象状況が厳しい。

県は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地理的・社会的特性に十分配慮のうえ、適切な対処に努める。

(10) 初動体制の充実

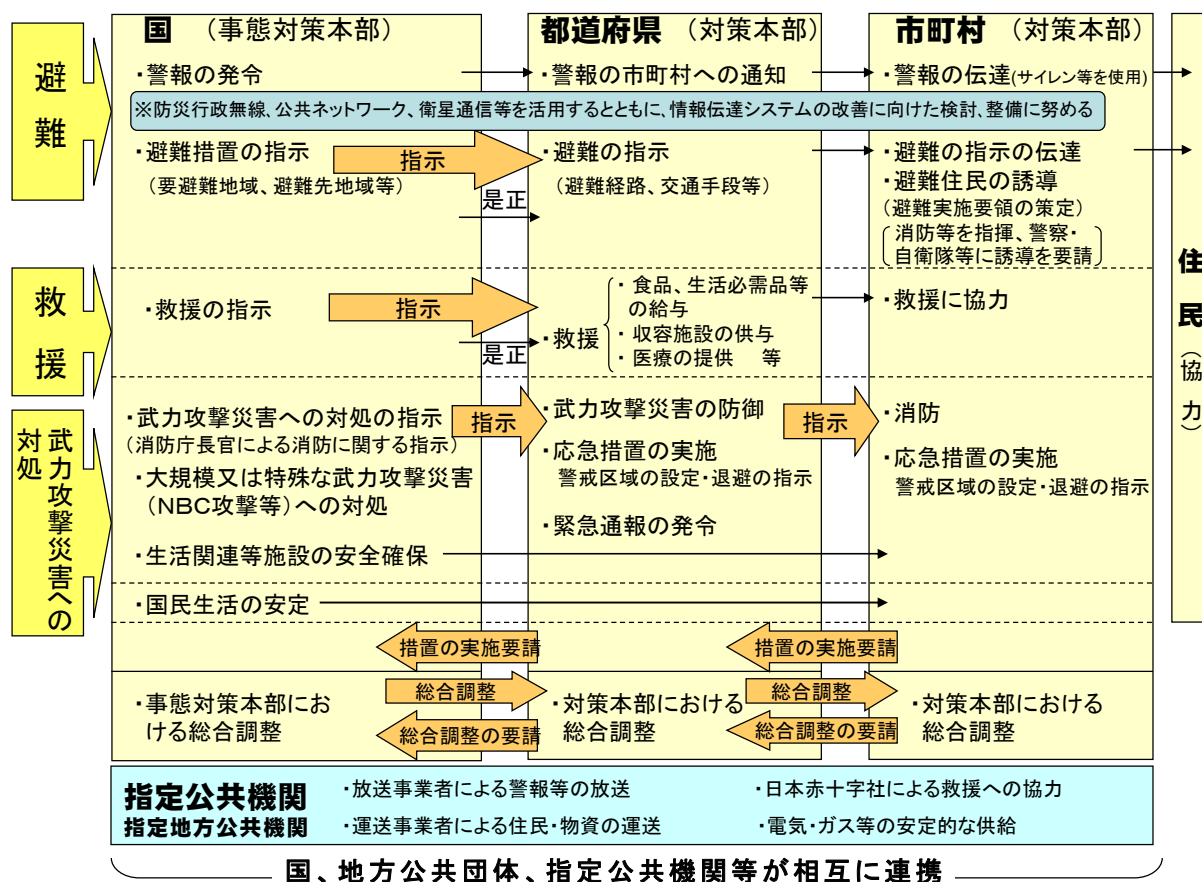
県は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに国、市町村及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう、初動体制の確立に努める。

第3章 関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり定める。

※ 国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の責務

(1) 市町村

市町村は、武力攻撃等から当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て国民保護措置を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、国民保護法及びその国民保護業務計画で定めるところにより、自ら国民保護措置を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供

第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気の安定的な供給
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保
一般信書便事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 信書便の確保
病院その他の医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療の確保
道路、港湾、空港の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

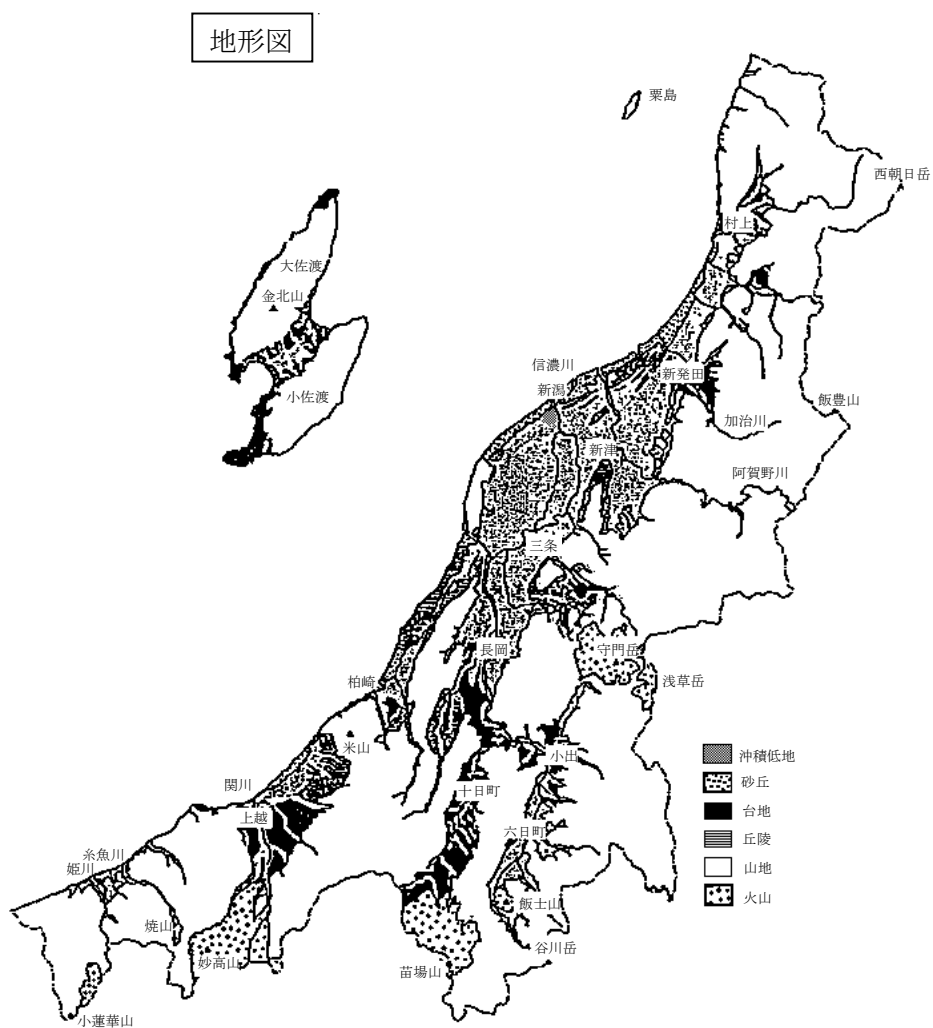
第4章 新潟県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

本県は、日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、朝日山地、飯豊山地、越後山脈が東側に連なり、西側には西頸城山地及び白馬山地などがそびえている。これらの山岳に源を発する信濃川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形成し、全国有数の食料供給地帯を形成している。

東は福島県、西は富山県、南は群馬県及び長野県、北は山形県と接し、北西は日本海に面している。地形の特徴としては、南北に長い海岸線を有し、離島である佐渡島及び粟島を有する。また、県境付近には1500m～3000m級の山が連なり、中山間地も多数存在する。

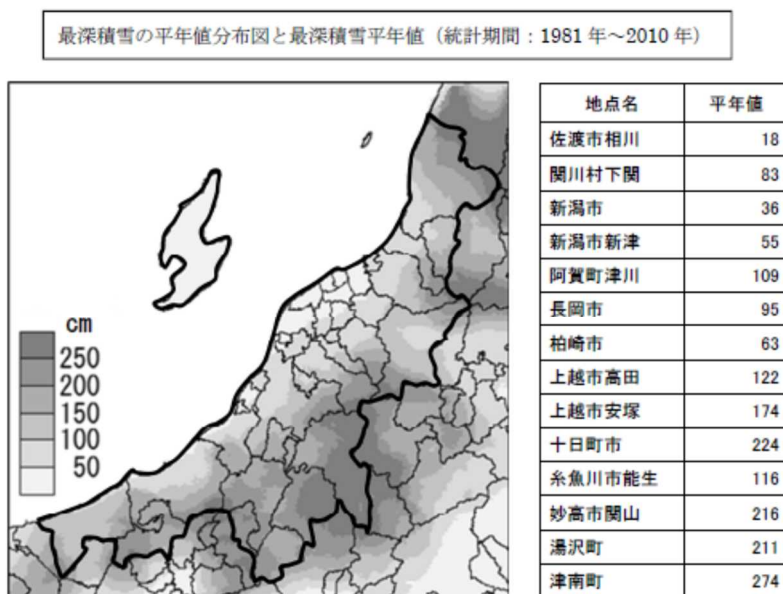
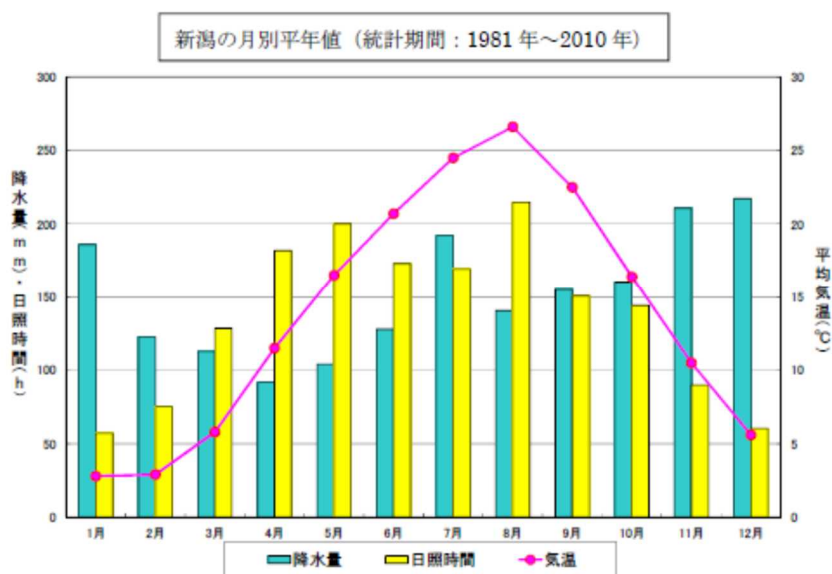


2 気候・気象

本県の気候は、梅雨期から夏にかけての降水量が多いだけでなく、冬期も雪や雨による降水量が多い、典型的な日本海側特有の気候である。

県土は南北に細長く、また面積も広い。このため、天気の変移も上越、中越、下越、佐渡地方で時間差が生じ、海岸、平野、山沿いでの降水量や風の強さなどの気象現象にも大きな違いが見られる、などの特徴がある。

また、本県は日本でも有数の豪雪県であり、特に降雪の多い上中越山沿いでは、1日(24時間)の降雪量が1mを超えることもある。平野部においても、日本海に低気圧が発生するなどの気圧配置によっては、多量の降雪となることがある。



『国土数値情報 (平年値 (気候) メッシュデータ) 国土交通省』を使用して作成

資料：新潟地方気象台

3 人口の状況

本県の総人口は、昭和 55 年から増加基調をたどり、平成 9 年には 249 万を超えたが、その後減少傾向が続き、平成 30 年 4 月 1 日現在の推計人口は 225 万 1 千人となっている。

このうち、新潟市（80 万 1 千人）、長岡市（27 万人）、上越市（19 万 2 千人）の 3 市で県人口の 56.1%を占め、対して、中山間地域においては過疎化が進行していることがわかる。

年齢 3 区分による人口割合を見ると、平成 30 年では年少人口（0～14 歳）11.7%、生産年齢人口（15～64 歳）56.6%、老年人口（65 歳以上）31.7%となっており、特に老年人口の割合が全国平均を上回り、全国より早いペースで高齢化が進んでいる。

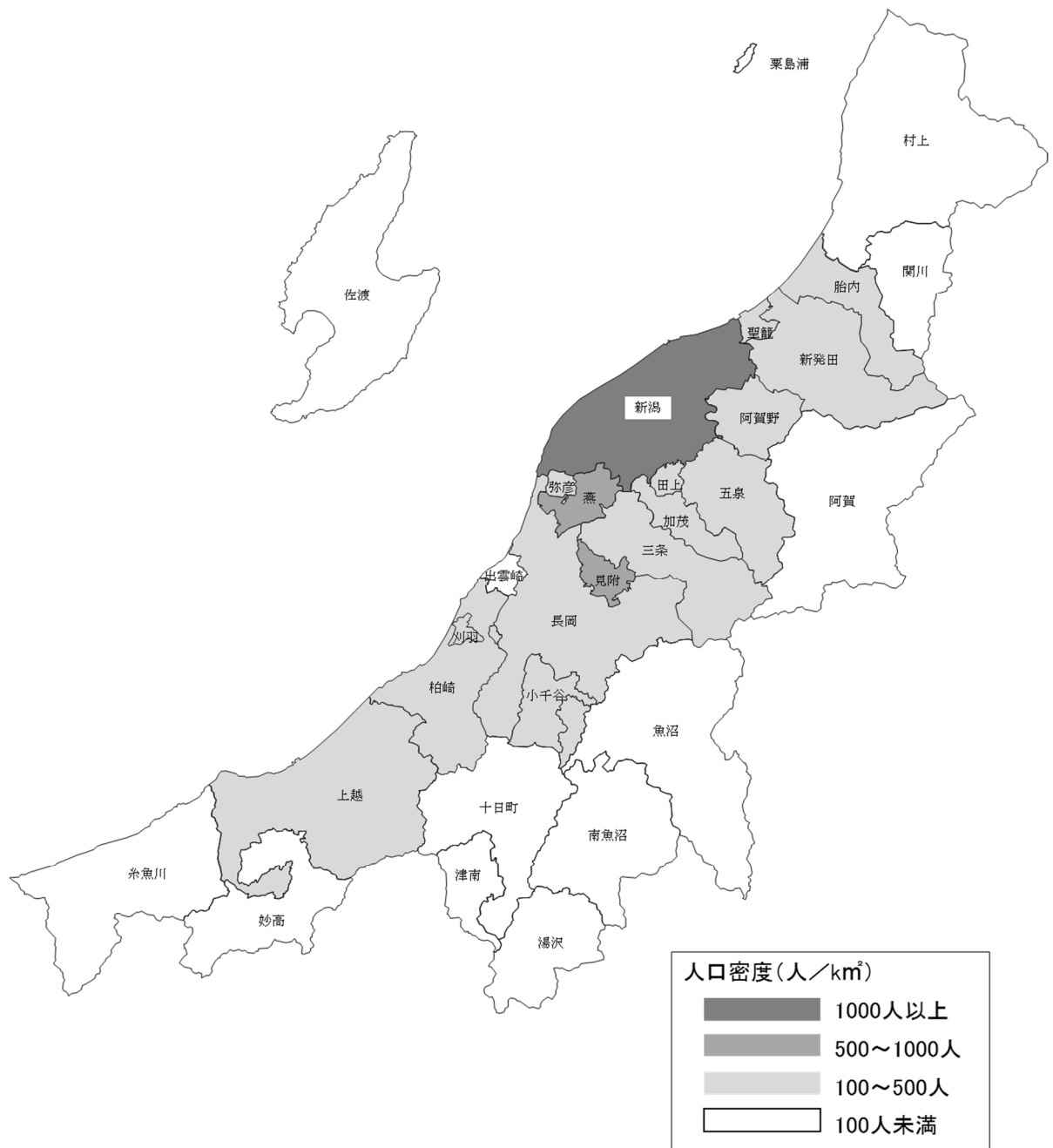
市町村	人 口 総 数 (人)	割 合 (%)			面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上		
総数	2,251,256	11.7	56.6	31.7	12,584.15	178.90
新潟市	801,298	12.0	59.3	28.7	726.45	1,103.03
長岡市	270,080	12.2	57.2	30.5	891.06	303.10
三条市	96,779	11.7	56.5	31.8	431.97	224.04
柏崎市	83,981	11.1	56.0	32.9	442.03	189.99
新発田市	96,544	11.9	56.7	31.4	533.10	181.10
小千谷市	35,261	11.8	54.1	34.1	155.19	227.21
加茂市	26,536	9.9	54.9	35.2	133.72	198.44
十日町市	52,170	11.1	50.5	38.3	590.39	88.37
見附市	39,868	11.8	56.5	31.7	77.91	511.72
村上市	59,646	10.1	52.1	37.7	1,174.26	50.79
燕市	78,073	12.0	57.7	30.3	110.96	703.61
糸魚川市	42,315	10.4	50.5	39.1	746.24	56.70
妙高市	31,976	10.9	53.1	36.0	445.63	71.75
五泉市	49,421	10.9	54.3	34.8	351.91	140.44
上越市	192,450	12.4	55.8	31.8	973.81	197.63
阿賀野市	41,935	11.4	56.0	32.6	192.74	217.57
佐渡市	54,349	10.2	48.2	41.7	855.66	63.52
魚沼市	35,742	11.0	53.7	35.4	946.76	37.75
南魚沼市	56,825	12.3	56.1	31.6	584.55	97.21
胎内市	29,184	11.0	54.0	34.9	264.89	110.17
聖籠町	13,973	15.1	59.3	25.6	37.58	371.82
弥彦村	7,980	12.7	57.2	30.1	25.17	317.04
田上町	11,739	9.7	55.0	35.3	31.71	370.20
阿賀町	10,771	7.5	44.3	48.2	952.89	11.30

出雲崎町	4,299	9.4	48.7	42.0	44.38	96.87
湯沢町	8,074	9.1	55.1	35.8	357.29	22.60
津南町	9,492	9.9	48.9	41.2	170.21	55.77
刈羽村	4,651	12.5	56.9	30.6	26.27	177.05
関川村	5,498	10.1	48.7	41.3	299.61	18.35
粟島浦村	346	8.7	46.8	44.5	9.78	35.38

※人口総数及び年齢別人口割合は、平成30年4月1日現在の推計値。

※人口密度については、平成30年4月1日現在の推計人口と平成29年10月1日現在の市町村面積に基づき算出したもの。

人口分布図



4 道路の位置等

本県の骨格となる道路網は、高規格幹線道路と一般国道で形成されており、高規格幹線道路は、関東圏につながる関越自動車道及び上信越自動車道、関西圏につながる北陸自動車道、東北圏につながる磐越自動車道及び日本海東北自動車道が供用されている。

主な一般国道は、新潟市、新発田市、村上市を通過して山形県につながる一般国道7号、新潟市、長岡市、上越市を通過して富山県につながる一般国道8号、長岡市、魚沼市、南魚沼市を通過して群馬県につながる一般国道17号、上越市、妙高市を通過して長野県につながる一般国道18号、新潟市、阿賀野市を通過して福島県につながる一般国道49号、新潟市、胎内市を通過して山形県につながる一般国道113号、新潟市と柏崎市を結ぶ一般国道116号、佐渡島を南北に走る一般国道350号がある。

このほか、18路線の一般国道、535路線の県道及び市町村道により、各市町村間の連結や空港、重要港湾、高規格幹線道路の交通拠点へのアクセスを確保し、これらが一体となってネットワークを形成し、県内の地方生活圏や隣県中心都市と連結している。

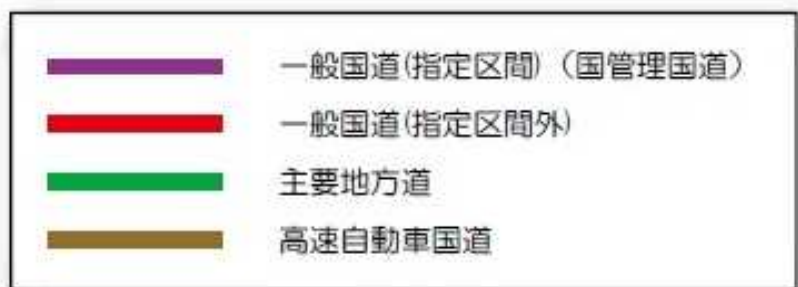
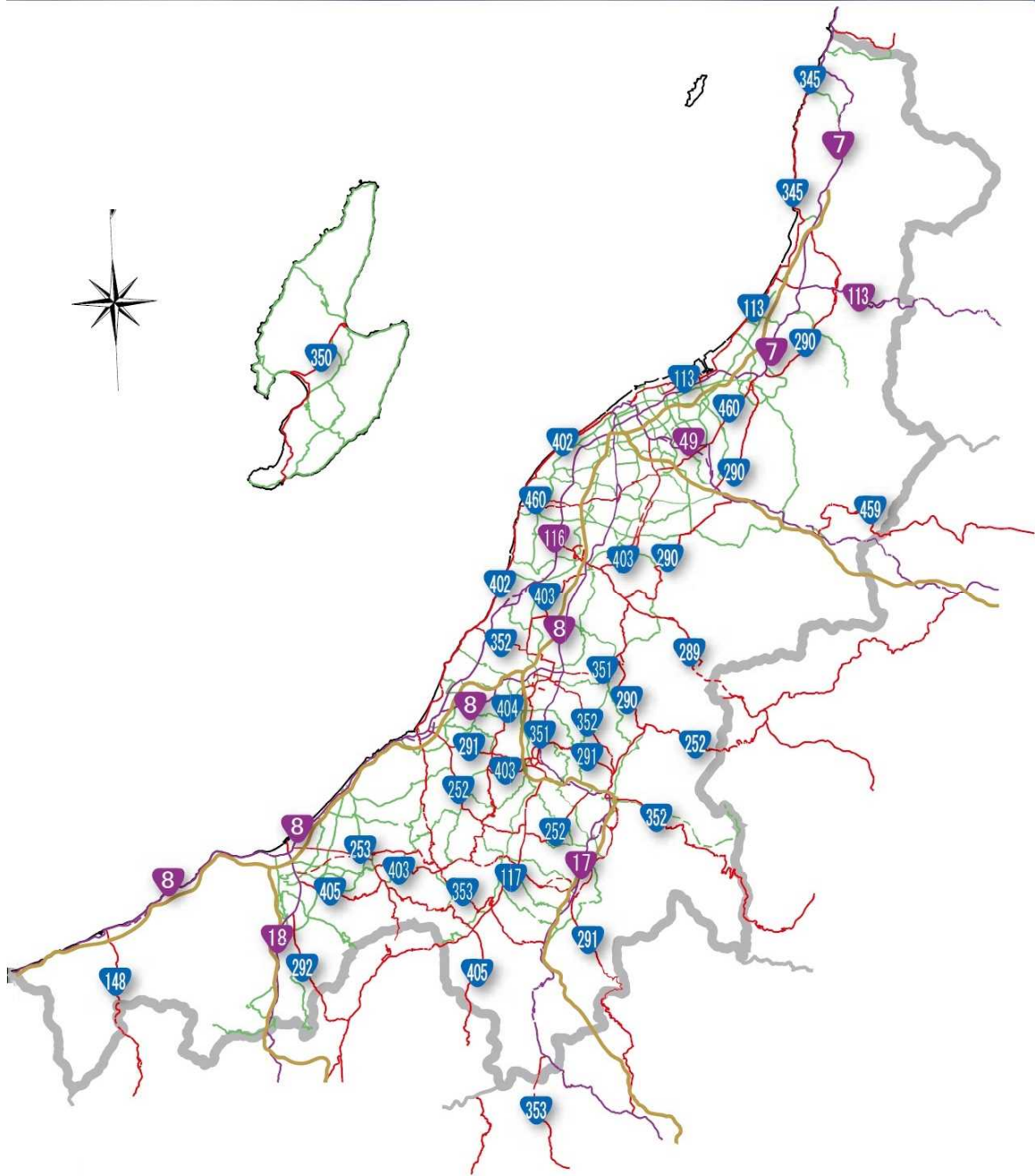
5 鉄道、空港及び港湾の位置等

県内に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）、北越急行株式会社及びえちごトキめき鉄道株式会社の4社である。

JR東日本は、新潟市と首都圏とを直結する上越新幹線のほか、信越本線、羽越本線、上越線、飯山線など県内全域を網羅して各種在来線を営業し、JR西日本は、県西部と首都圏を結ぶ北陸新幹線のほか、大糸線を営業している。北越急行株式会社は、南魚沼市と上越市を結ぶ、全長59.5キロメートルの第三セクター鉄道「ほくほく線」を経営している。えちごトキめき鉄道株式会社は、糸魚川市と上越市を結ぶ、全長59.3キロメートルの「日本海ひすいライン」と妙高市と上越市を結ぶ、全長37.7キロメートルの「妙高はねうまライン」の2線の第三セクター鉄道を経営している。

本県の空港は、国管理の新潟空港と県管理の佐渡空港が所在する。新潟空港は、2,500mと1,314mの2本の滑走路を有し、市街地に近く都市機能と密着した利便性の高い空港で、ロシア、韓国、中国等と国際線航路を有する。また、佐渡空港は、佐渡島の国仲平野北東部に位置し、滑走路の末端は加茂湖に接している。

本県の港湾は、特定重要港湾の新潟港、重要港湾の直江津港、両津港及び小木港のほか、地方港湾として、柏崎港、姫川港、岩船港、寺泊港、赤泊港及び二見港の10港が所在する。



6 自衛隊施設等

県内の自衛隊施設としては、新発田市に陸上自衛隊新発田駐屯地が所在し、陸上自衛隊東部方面隊第12旅団第30普通科連隊が駐屯している。また、上越市に陸上自衛隊高田駐屯地が所在し、同旅団第2普通科連隊と東部方面隊第1施設団第5施設群が駐屯している。また、新潟市に海上自衛隊新潟基地分遣隊、航空自衛隊新潟救難隊、自衛隊新潟地方協力本部が、佐渡市に航空自衛隊第46警戒隊が、それぞれ所在している。

7 原子力発電施設等

県内には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。1985年に1号機が営業運転を開始し、1997年の7号機の運転開始をもって全号機が営業運転を開始し、合計出力では世界一の規模となっている。

また、県内の石油コンビナート等特別防災区域は、新潟東港地区、新潟西港地区、直江津地区の3箇所が存在し、火力発電所や化学工場施設のほか、石油、高圧ガス等が貯蔵されている。

8 その他

また、県内には、大規模集客施設として、国際会議室や大ホール、ホテルなどが一体化した複合コンベンション施設である朱鷺メッセや約42,300人収容可能な総合スタジアムであるデンカビッグスワンスタジアム、約30,000人収容可能な野球専用スタジアムであるハードオフエコスタジアム新潟等が存在する。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態の概要等

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針において、複数の類型が想定されている。

また、緊急処理事態についても、基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。なお、実際の場面では、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動の予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急処理事態の類型

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC(N:核兵器、B:生物兵器、C:化学兵器)兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

第2編 平素からの備え等予防に関する計画

第1章 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務

県の各部局は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

【県の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
防災局	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護協議会の運営に関する事・ 関係機関との連絡調整に関する事・ 避難施設の指定等に関する事・ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄に関する事・ 非常通信体制の整備に関する事・ 安否情報の収集体制の整備に関する事・ 国民保護についての訓練に関する事・ 特殊標章等の交付等に関する事・ 国民保護に関する普及及び啓発に関する事・ 24時間即応体制の確保に関する事
総務管理部	<ul style="list-style-type: none">・ 通信施設の管理に関する事・ データ通信網の機能確保に関する事
県民生活・環境部	<ul style="list-style-type: none">・ ボランティアに関する事
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none">・ 避難施設の運営体制の整備に関する事・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事・ 水道事業者による水道施設の管理、体制整備に関する事・ 遺体の埋葬に関する事・ 赤十字標章等の交付等に関する事
産業労働観光部	<ul style="list-style-type: none">・ 生活必需品の流通に関する事
農林水産部	<ul style="list-style-type: none">・ 農林水産施設の管理に関する事・ 食料の流通に関する事

農地部	<ul style="list-style-type: none"> 農業用施設の管理に関すること
土木部	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、ダム等の管理に関すること
交通政策局	<ul style="list-style-type: none"> 旅客運送事業者等との連絡調整に関すること 空港との連絡調整、港湾施設の管理等に関すること
病院局	<ul style="list-style-type: none"> 県立病院の管理に関すること
企業局	<ul style="list-style-type: none"> 県営発電所及び県営工業用水道施設の管理に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の安全教育に関すること 県立学校、教育施設の管理に関すること 文化財の保護に関すること
県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 警備体制の整備に関すること 交通規制に係る体制整備に関すること

2 県職員の参集基準等

県は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備するとともに、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、対応体制及びその参集基準等について下記のとおり定める。

なお、武力攻撃事態等が認定された場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、県は職員による当直体制を活用し、24時間即応可能な体制を確保する。

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、常時携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①情報連絡室（担当課）体制	防災局幹部職員、危機対策課職員及び関係課職員が参集（参集範囲は、危機対策課長又は危機管理監がその都度判断）
②緊急事態連絡室体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ定める
③県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は地域機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の認定	体制の判断基準		体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	県の全部局での対応が必要な場合		②
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		県の全部局での対応が必要な場合	②
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

- ※ ①の体制を整えるかどうかの判断は危機対策課長又は危機管理監が行うものとする。
- ※ ②の体制を整えるかどうかの判断は知事が行うものとする。
- ※ 県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

3 代替職員、交代要員等

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、新潟県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）における本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

併せて、県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

【県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（知事）	副知事（注）	副知事（注）	副知事（注）
副本部長（副知事）	危機管理監	防災局長	防災局次長
本部員	教育長	教育次長	教育庁総務課長
	統括調整部長（危機管理監）	防災局長	統括調整部副部長として指名された者（防災局長を除く。）

	応急対策部各部長	応急対策各部副部長として指名された者	その都度知事が指名する者	その都度知事が指名する者
--	----------	--------------------	--------------	--------------

(注) 副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年新潟県規則第26号）による。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る迅速な処理を行うため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部局を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

※ 表中「法」は国民保護法を指す。

		担当部局
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)	福祉保健部
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)	産業労働観光部 農林水産部
	土地等の使用に関する事(法第82条)	土木部
	応急公用負担に関する事(法第113条第3項)	土木部
	車両等の破損措置に関する事(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	県警察本部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	福祉保健部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	福祉保健部 県警察本部
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	福祉保健部
不服申立てに関する事(法第6条、175条)		該当部局
訴訟に関する事(法第6条、175条)		該当部局

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めると

ころにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

5 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制も含む。）を図るなど、24 時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当部署を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2章 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、国民保護措置における個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、県国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や、県国民保護計画の協議先である内閣官房との緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、必要に応じて自衛隊の部隊等の派遣の要請等が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との緊密な連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行うなどにより、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 近接県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を他の都道府県に対して委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村の連絡先の把握等

県は、区域内の市町村との緊密な連携を図ることとし、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な場合の連携に留意する。

なお、市町村の連絡先は、別途資料編に定めることとし、同情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置を全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援すること等を通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

県は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、別途資料編に定めることとし、同情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携態勢の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織間相互及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、ボランティア活動を円滑に進めることができるよう、ボランティアリーダー等の育成に努める。また、関係団体とのネットワークの構築に務め、必要な際に迅速に対応できるよう体制整備を図る。

7 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、県は、市町村、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、県は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、市町村を通じ、住民のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

第3章 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 県における通信の確保

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、衛星系、地上系を利用した防災行政無線の多ルート化に努めるとともに、停電等に備えて非常用電源の確保を図るとともに、通信訓練等を通じて通信が確実に確保される体制の整備を図る。

なお、非常通信体制の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【施設・設備面】

- 非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関係機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 被災現場の状況をヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等により収集し、対策本部等に電送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- 武力攻撃災害時において確実に利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

【運用面】

- 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合等を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- 通信訓練の実施に当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通

信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

- 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

2 県警察における通信の確保

県警察は、関東管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

3 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等に努めるものとする。

第4章 情報収集・伝達体制の整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

なお、情報の収集に当たっては、県は、消防防災ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等その保有する手段を活用した体制を整備する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等の手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の事態対策本部長が発令した警報が消防庁を通じて通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等については、別途マニュアルに定めておく。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校等、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公

庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告方法

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、消防庁へ報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍

⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

⑧ 負傷（疾病）の該当

⑨ 負傷又は疾病の状況

⑩ 現在の居所

⑪ 連絡先その他必要情報

⑫ 親族、同居者への回答の希望

⑬ 知人への回答の希望

⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

⑮ 死亡の日時、場所及び状況

⑯ 遺体が安置されている場所

【様式第1号】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	
記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	
<p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p>	

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める様式第3号（安否情報報告書）の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校等、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）																														
平成 年 月 日 時 分 新 潟 県																														
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） （1）発生日時 平成 年 月 日 （2）発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）																														
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要																														
3 人的・物的被害状況																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">市町村名</th> <th colspan="4">人 的 被 害</th> <th colspan="2">住宅被害</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">死者</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">行方不明者</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">負傷者</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">全壊</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">半壊</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">重傷</th> <th style="width: 10%;">軽傷</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(人)</th> <th style="text-align: center;">(棟)</th> <th style="text-align: center;">(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	人 的 被 害				住宅被害		その他	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	重傷	軽傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)								
市町村名		人 的 被 害				住宅被害					その他																			
		死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊																							
	重傷			軽傷																										
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																									
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 10%;">性別</th> <th style="width: 10%;">年齢</th> <th style="width: 50%;">概 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																									
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																										

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当職員を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 研修及び訓練

県は、県民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて職員に国民保護措置の実施に必要な知識の習得を図るとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修の実施

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関における研修の活用

県は、職員研修所等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど、多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練の実施

(1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態想定に基づき、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を

実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校等、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

第6章 避難・救援体制の整備

県は、国の事態対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 県の地図
- 区域内の人口分布（男女別）
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ的確に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約すべき基礎的資料】

- ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備
- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 県医療救護班及び県歯科医療救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場所等のデータベース

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意して指定を行うとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないように配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

【避難施設について把握しておくべき標準的項目】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の名称 ・ 施設の所在地（郵便番号・住所）、連絡先（電話番号・FAX 番号） ・ 管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX 番号） ・ 施設の面積、構造 ・ 施設の保有設備（トイレ、給食設備、浴室・シャワー等） 	ほか
---	----

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、市町村、消防、県警察等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議のうえ、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- | |
|-------------------------------------|
| ① 保有車両等（鉄道、観光・路線バス、船舶、飛行機、ヘリ等）の数、定員 |
| ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など |

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- | |
|-------------------------------|
| ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など） |
| ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） |
| ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など） |
| ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など） |

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

5 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

6 特に注意を要する施設の避難計画

(1) 要配慮者が多数利用・所在する施設の避難計画

県は、学校等、保育所、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法、近隣住民等の協力体制、集団的に避難する場合の避難場所の確保、保護者等への安否の連絡及び引渡し方法等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の避難計画

県は、高層建築物、地下街、百貨店等大規模小売店、興業場、ホテル、旅館、その他の施設の設置者及び管理者に対し、施設外の状況の利用者への的確な伝達、利用者の施設外への安全な避難誘導等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

7 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとす

る。

(2) 避難実施要領のパターン作成上の留意点

市町村は、前記の避難実施要領のパターン作成に当たっては、区域内の観光客等一時滞在者数や、昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者の避難方法等について配慮するものとする。

(3) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(4) 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、必要な事項について定めておくものとする。

第7章 医療救護体制の整備

県は、市町村、医療機関及び医療関係団体と緊密な協力体制を構築し、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護体制の確立

県は、武力攻撃災害から県民等の生命、健康を守るため、市町村、関係機関及び医療関係団体と協力し、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

県は、医療救護体制の整備に当たっては、市町村を通じ、初期救急医療活動を行う救護所の指定、救護所のスタッフ編成、救護所予定施設の点検等の把握に努めるとともに、自らも、救護センターの設置、救護センターのスタッフ編成、救護センター予定施設の点検等を行う。

(2) 救護所の設置準備

① 救護所における活動

救護所においては、初期救急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

② 救護所設置予定施設の指定

市町村は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

③ 救護所設置予定施設の点検

市町村は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平素から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

(3) 救護センターの設置準備

① 救護センターにおける活動

救護センターにおいては、応急処置的な一般医療、歯科医療及び精神医療を行う。

② 救護センター設置予定施設の点検

県は、武力攻撃災害が発生した場合、保健所等の施設に救護センターを設置することとし、速やかに救護センターを設置し医療救護活動を円滑に開始できるよう、平素から救護センター設置予定施設の設備等の点検を行う。

また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

2 県医療救護班等の派遣体制の整備

県は、武力攻撃災害時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制について、災害拠点病院など医療機関並びに新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会及び新潟県看護協会など医療関係団体と調整の上、災害時医療救護活動マニュアルに定めておく。

3 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

4 医療資器材等の確保

(1) 医療資器材等の供給支援

- ① 県は、市町村、医療機関等における武力攻撃災害時の医療資器材の不足に対応するため、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部及び日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る広域的な連携体制の構築に努める。
- ② 県は、武力攻撃災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(2) 救護所等の医療資器材の確保

市町村は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定めるものとする。

5 医療救護対策の充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、後方病院として患者受入が可能となる災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）を選定し、これら病院の武力攻撃災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

第8章 要配慮者の支援体制の充実

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にある者もいるため、県は、市町村、関係機関及び社会福祉施設等と連携のうえ、地域社会で要配慮者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における要配慮者の安全確保を図る。

1 要配慮者への配慮

(1) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における要配慮者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、県は、市町村、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(2) 公共施設及び住宅の安全性向上

県は、武力攻撃災害時における障害者、高齢者等の安全な行動等を確保するため、公共施設等の段差解消、並びに住宅の安全性確保のための支援に努める。

(3) 情報伝達・避難誘導

県は、市町村を通じ、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備に努めるとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

(4) 要配慮者のための啓発・訓練

県は、市町村を通じ、パンフレットの配布等による国民保護措置に関する知識の普及、要配慮者の避難等を組み入れた訓練の実施などにより、要配慮者のための国民保護措置に関する啓発及び訓練に努める。

(5) 防災資機材等の整備

県は、市町村を通じ、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織の実情に応じて、武力攻撃災害時に備えて、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を促進する。

(6) 市町村の体制整備

市町村は、災害発生時に在宅の高齢者・障害者等の安否情報の収集、ケア等を一元的に実施する組織として、福祉・保健担当部局を中心とした要配慮者対策班等の設置について、市町村国民保護計画に位置づけるよう努めるものとする。

2 社会福祉施設等における安全確保対策

(1) 社会福祉施設等における体制の整備

県は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設の職員による、職員や入所者等を自らが守ろうという自発的な取組みを促すとともに、必要に応じて消防、県警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう要請する。

また、県は、社会福祉施設等の管理者に対し、夜間における武力攻撃災害の発生等も考慮し、各施設における入所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案のうえ、夜間の職員配置体制の整備に努めるよう要請する。

(2) 施設、設備の安全強化

県は、社会福祉施設等の管理者に対し、平素から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設・設備等の安全性の維持・強化に努めるよう要請する。

(3) 食料品等の備蓄

県は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時に備えた食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄、及び必要により井戸、貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるよう要請する。

(4) 社会福祉施設等における啓発・訓練

県は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員・入所者等に平素から国民保護意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により、警報内容の伝達や避難についての訓練の実施に努めるよう要請する。

また、県は、社会福祉施設等の管理者が地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得て、自力避難困難者の救出に重点を置いた訓練の実施に努めるよう要請する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

県は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう要請する。

また、県は、社会福祉施設等の管理者に対し、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築に努めるよう要請する。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

県は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、市町村等と連携のうえ、施設間のネットワーク形成に努める。

3 園児、児童及び生徒への配慮

県は、園児、児童及び生徒の安全を確保するため、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害発生に備えた対策及び応急対策を盛り込んだ計画を策定するよう、指導、助言に努める。

(1) 学校等における体制の整備

県は、学校等の管理者に対し、学校の教職員等による、職員や生徒を自らが守ろうという自発的な取組みを促すほか、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民等と連携し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

(2) 学校等における訓練

県は、学校等の管理者に対し、関係機関の協力を得て、児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう、指導、助言に努める。

(3) 緊急体制の構築

県は、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡す際の方法を構築するよう、指導、助言に努める。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築を図るよう、指導、助言に努める。

第9章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や、大規模な化学工場ほか危険物質等の取扱い施設等について、安全の確保に特別の配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会

	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等（海上保安部長及び海上保安署長。以下同じ。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議のうえ、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第10章 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設、公共交通機関等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

1 県が管理する公共施設等における警戒

県は、その管理する公共施設、公共交通機関、大規模集客施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

2 市町村が管理する公共施設等における警戒

市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

県は、市町村が行う措置について、連携及び支援に努める。

第 1 1 章 物資及び資材の備蓄等

武力攻撃等の発生に備え、県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

1 物資及び資材の備蓄、整備

(1) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

県は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達・供給体制を整備する。なお、物資及び資材の備蓄に当たっては、代替機能確保のため、分散備蓄に努める。

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(2) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

2 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村国民保護計画、指定地方公共機関国民保護業務計画で定めるべき事項

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第12章 豪雪地域の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、県は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

1 除排雪体制・施設整備等の推進

県は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、市町村道、高速自動車道の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

また、県は、国、市町村と連携のうえ、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩予防柵等の道路防雪施設の整備に努める。

2 緊急活動体制の整備

県は、国、市町村の道路管理者等と相互に協議のうえ、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強い町づくりをこころがける必要がある。

このため、県は、「新潟県雪対策基本計画」に基づき市町村、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第13章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、我が国を取り巻く国際情勢や国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、研修会等を通じて、県国民保護計画の周知に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活用しながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置に関する啓発

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置(車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等)について、自然災害時の措置に準じて周知に努める。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

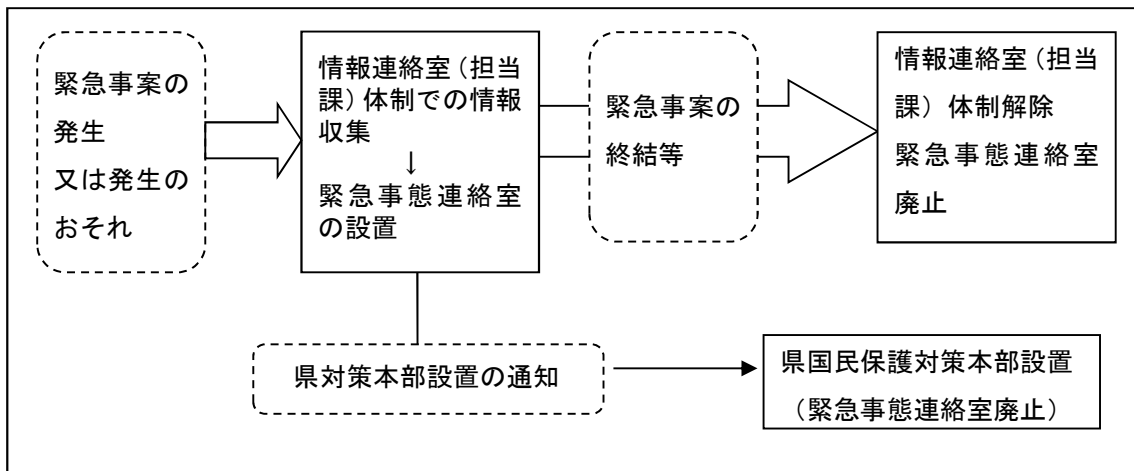
第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画

第1章 初動連絡体制の整備

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、県民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、以下のとおり定める。

【初動体制フロー図】



1 緊急事態連絡室等の設置

(1) 情報連絡室（担当課）体制における初動措置

県は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章2で定める参集基準に従い、関係する職員を速やかに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。

(2) 緊急事態連絡室の設置

知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

緊急事態連絡室の体制は、県対策本部の体制に準じるものとし、対策本部員のうち事

案発生時の危機管理に必要な要員により構成する。

県は、緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由して国（内閣官房）に連絡する。また、県警察、消防、第九管区海上保安本部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

（3）緊急事態連絡室における初動措置

県は、緊急事態連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

（4）関係機関等への支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 県対策本部への移行

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

3 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町村の長から、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

4 警戒区域の設定等

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合においても、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、第12章6に定めるとおり、警戒区域の設定等を行う。

5 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市町村長が、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。

市町村が、「緊急事態連絡室（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「緊急事態連絡室（仮称）」は廃止するものとする。

上記の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 対策本部の組織・運営計画

県対策本部を迅速に設置し、的確な運営に努めるため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、運営等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部の設置手順

① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

② 知事による県対策本部の設置

知事は、指定の通知を受けた場合、直ちに県対策本部を設置する。（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。）

③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部への参集を連絡する。

④ 県対策本部の開設

県対策本部担当者は、県庁に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材等の配置等、必要な準備を開始する。

知事は、県対策本部を設置しようとするとき又は設置したときは、庁内放送により各部局等に周知を行うとともに、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、県対策本部担当者は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕・・・長岡地域振興局

〔第2位〕・・・上越地域振興局

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

(3) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の事態対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の事態対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。（自衛隊の連絡員の派遣）

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の事態対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(4) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 県対策本部の組織及び分掌事務

(1) 統括調整部

県対策本部の活動を掌理するとともに、各部、現地対策本部、地方本部、連絡本部、関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、国民保護措置を強力に推進するため、県対策本部に統括調整部を置く。

① 部長及び副部長等

ア 部長は、危機管理監をもって充てる。

イ 副部長は、防災局長及びあらかじめ知事が指名する者をもって充てる。

ウ その他統括調整部の職員は、あらかじめ知事が指名する。

② 統括調整部の組織

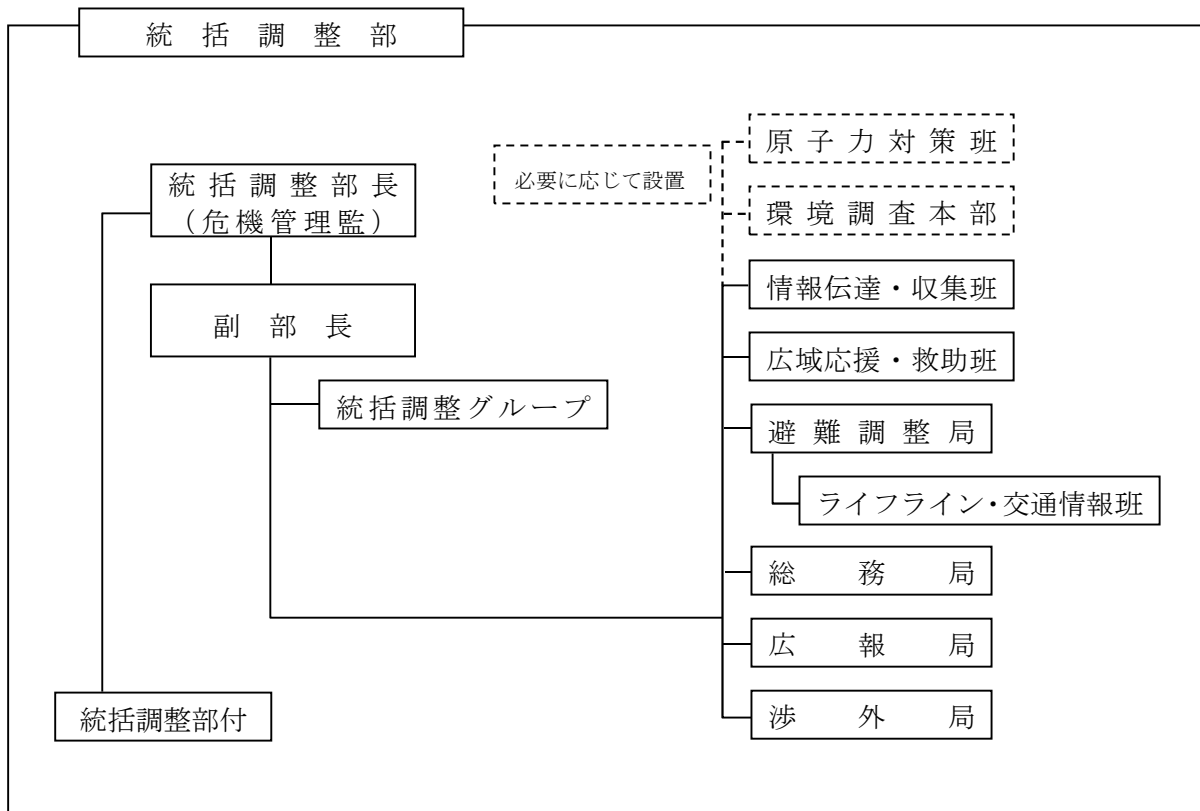
ア 統括調整部に、避難調整局、総務局、広報局、渉外局、統括調整グループ、情報伝達・収集班及び広域応援・救助班を置く。

イ 避難調整局にライフライン・交通情報班を置く。

ウ 第4編第2章で規定する原子力発電所における武力攻撃事態等への対処を要する場合は、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により統括調整部に原子

力対策班及び環境調査本部を置く。

【統括調整部の組織図】



③ 統括調整部分掌事務

統括調整部の主な分掌事務は以下のとおりとする。

【統括調整部の分掌事務】

職・組織名	主な分掌事務
統括調整部長	統括調整部の統括
統括調整副部長	統括調整部長の補佐
統括調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部の設置・廃止に関すること ・ 緊急通報の発令に関すること ・ 退避の指示、警戒区域の設定に関すること ・ 国の事態対策本部長への総合調整の要請に関すること ・ 収集情報の分析に関すること

情報伝達・収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・警報、避難の指示（いずれも解除を含む。）及び緊急通報等の通知、伝達に関すること ・各種情報の収集に関すること ・市町村からの各種要請の受付に関すること ・関係機関等との情報連絡に関すること
広域応援・救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への応援要請に関すること ・国の職員の派遣要請に関すること ・自衛隊の国民保護派遣の要請及び活動調整に関すること ・警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の派遣要請及び受入調整に関すること
避難調整局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示（解除を含む。）の案の作成に関すること ・避難住民の受入調整に関すること ・住民避難の実施及び進行管理に関すること
ライフライン・交通情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通関係情報の収集・整理に関すること
総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部組織相互の人員調整に関すること ・国、他の都道府県からの派遣・応援職員の処遇に関すること ・対策本部会議の開催に関すること ・国民保護措置に要した費用の支弁に関すること
広報局	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等の広報、県民等への情報提供に関すること ・記者発表、資料提供等、報道機関への対応に関すること ・県民等からの相談、苦情、要望の受付に関すること
渉外局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の視察に関すること ・海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関すること ・国への要望に関すること
※原子力対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所との連絡及び事故情報の把握に関すること ・原子力防災センターの設営及び運営に関すること ・国の事態対策本部との報道発表内容の調整に関すること ・防護対策区域の検討に関すること ・避難退避指示に関すること ・住民等の避難、退避及び立入制限の連絡に関すること
※環境調査本部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること ・緊急時環境放射線モニタリングの結果等に基づく線量の評価に関すること ・放射性物質による汚染の除去及び除染に関すること

※原子力事業所が攻撃された場合等に設置を判断

(2) 応急対策各部

国民保護措置の全庁的な推進を図るため、県対策本部に応急対策業務を担当する部を置く。

ア 各部の部長、副部長及び職員は、あらかじめ知事が指名する。

イ 部に班を置く。なお、各班の主な分掌事務は、資料編に記載のとおりとする。

(3) 県現地対策本部

① 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

② 県現地対策本部の組織

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置（市町村により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

(5) 地方本部

① 地方本部の設置

県対策本部長は、県内各地域で発生した武力攻撃災害に、地域の県機関が連携して対処する必要があると認めた場合に、県対策本部に地方本部を設置する。

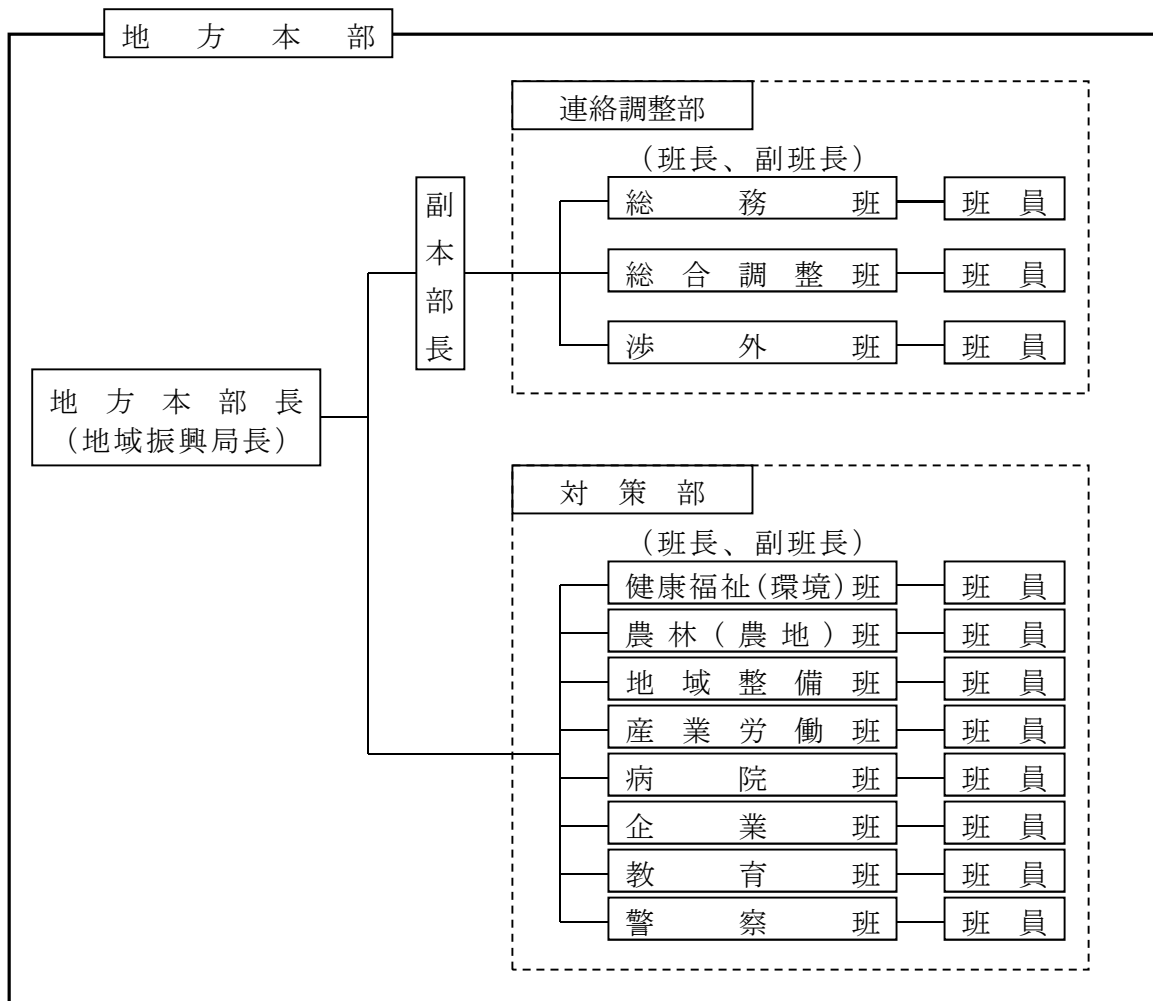
ア 地方本部長は、地域振興局長をもって充てる。

イ 地方副本部長及び地方本部職員は、地域振興局長があらかじめ指名する。

② 地方本部の組織等

地方本部に班を置く。各班の構成及び主な分掌事務については、資料編に定める基準により、各地方本部を構成する地域機関の長があらかじめ協議して定める。

【地方本部の組織図（例）】



(6) 連絡本部

① 連絡本部の設置

県対策本部長は、国民保護措置に関し国及びその他関係機関との連絡、情報収集等に必要があると認めた場合に、県対策本部に連絡本部を設置する。連絡本部の設置場所については、東京事務所及び大阪事務所とする。

ア 連絡本部長は、東京事務所長及び大阪事務所長をもって充てる。

イ 連絡副本部長は、東京事務所長又は大阪事務所長を補佐する職にある職員をもって充てる。

② 連絡本部の組織等

連絡本部の組織及び主な分掌事務は、資料編に記載のとおりとする。

3 会議の開催

(1) 県対策本部会議

県対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ県対策本部会議を招集する。県対策本部会議の構成は、県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部長がその都度指示する県対策本部員とする。ただし、県対策本部設置直後の会議においては、県対策本部員全員の出席を原則とする。

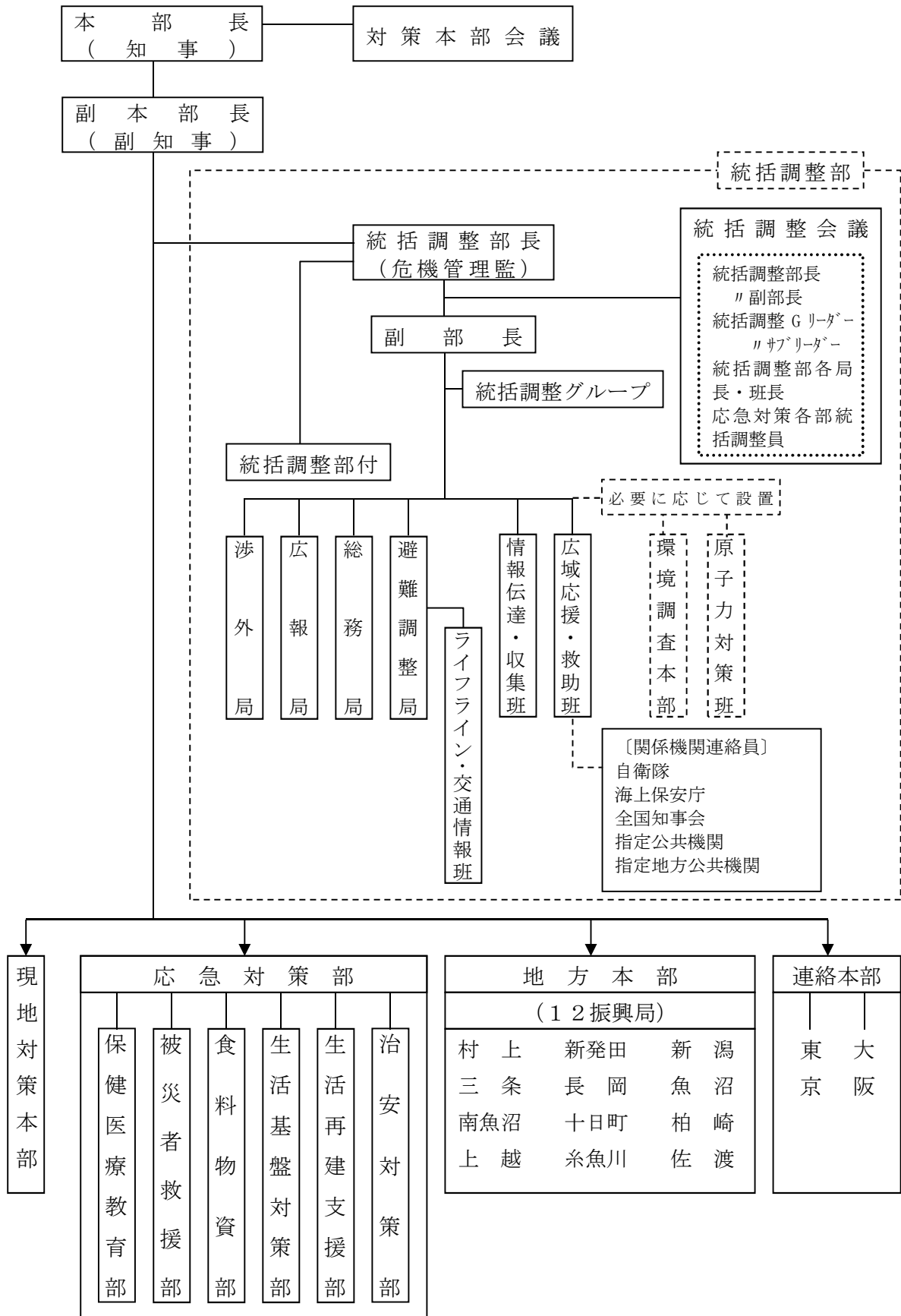
(2) 統括調整会議

統括調整部長は、国民保護措置について応急対策各部との連絡調整を図るため、必要に応じ統括調整会議を招集する。統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、統括調整グループのグループリーダー及び各サブリーダー、統括調整部各局長及び各班長並びに統括調整部長がその都度指示する応急対策各部統括調整員で構成する。

(3) 関係機関合同会議

県対策本部長は、国民保護措置を実施するに当たり、関係機関との調整及び連携を強化するため、必要に応じ県及び関係機関による合同会議を開催することができる。

【県対策本部の組織構成】



第3章 関係機関の相互協力体制

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の事態対策本部との連携

(1) 国の事態対策本部との連携

県は、国の事態対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 指定行政機関又は指定地方行政機関への要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 知事が行う派遣要請等

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。(国民保護等派遣)

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段に

より行う。

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

なお、想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおりである。

項 目	想 定 さ れ る 国 民 保 護 措 置
避難住民の誘導	誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急の復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

(2) 市町村長の要請による派遣要請

知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3) 出動部隊との連携

知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な連携を図る。

4 他の都道府県への応援要請、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の都道府県等に対して応援を求める。

県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の事態対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の事態対策本部に連絡を行う。

応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合に

は、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

- ② また、県公安委員会は、警察法第 60 条の規定に基づき他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

(2) 事務の一部の委託

県は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

県は、他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員派遣要請

県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 総務大臣への要請

県は、上記の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、上記の職員の派遣についてあつせんを求める。

(3) 市町村からの要請に基づく派遣

県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4) 県の委員会等への派遣要請

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(5) 知事の行うあつせん

知事は、市町村から職員の派遣についてあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性等を総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、

正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の事態対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 武力攻撃事態等における通信の確保

県は、武力攻撃事態等において、関係機関等と連携して国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための通信の確保について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 情報通信手段の確保

県は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生ずる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第5章 警報・避難指示の伝達

県は、武力攻撃事態等において、県民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

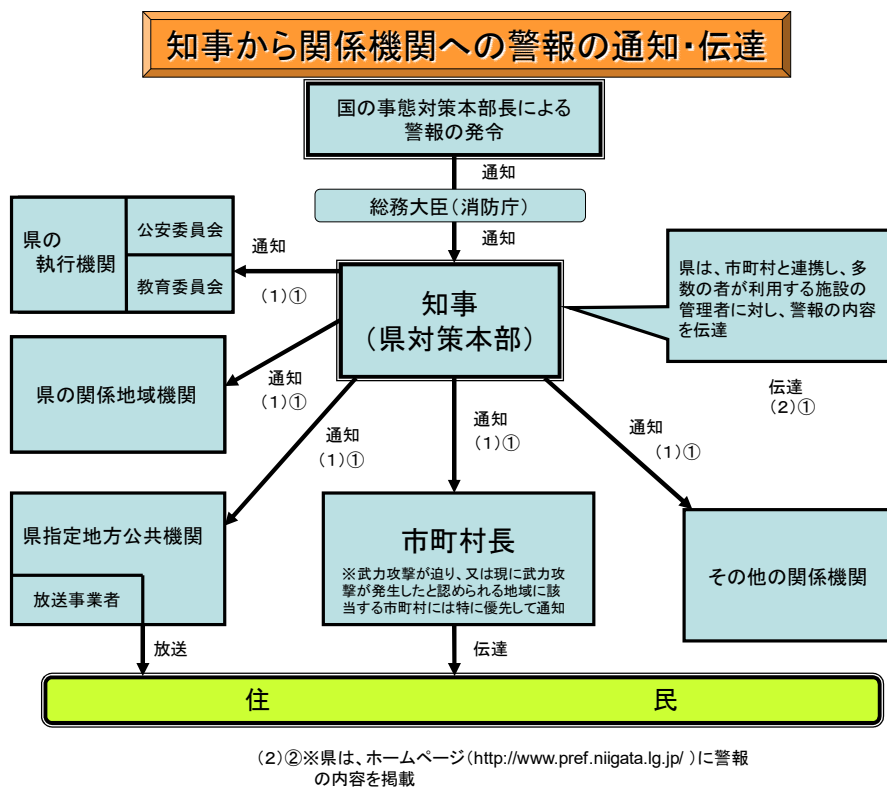
- ① 知事は、国の事態対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係地域機関、その他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

- ① 県は、多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第4章2(2)に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

※ 知事からの関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



2 市町村による警報の伝達

(1) 市町村長の行う警報伝達

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定める伝達方法により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3) 市町村長の行う警報伝達に関する留意事項

市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

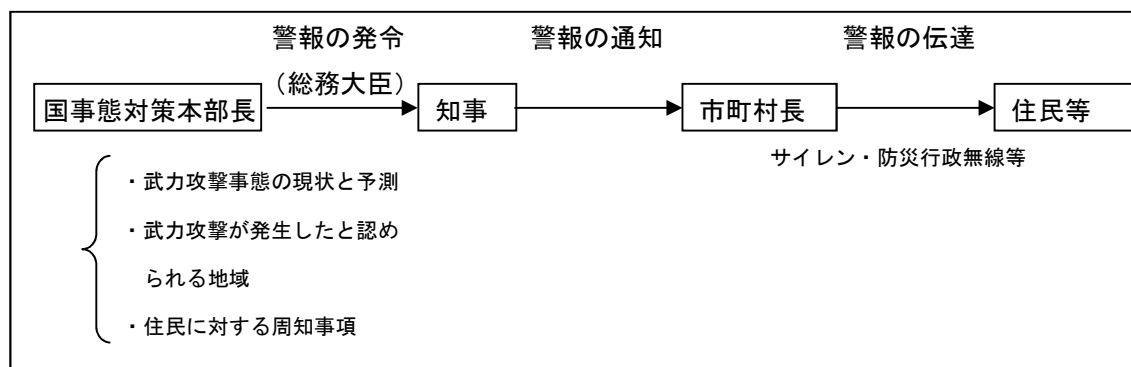
(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 県警察による警報の伝達

県警察は、市町村と協力し、警報の内容が住民に対して的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

【警報の伝達チャート】



4 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案したうえで発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡素なものとする。

【緊急通報の例】

事態例：A郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報。
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、
110番（警察）、119番（消防）、118番（海上保安庁）
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（県庁） に電話をすること

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の事態対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

5 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

知事は、消防庁を通じて国の事態対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちにその内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係地域機関、その他の関係機関に通知する。

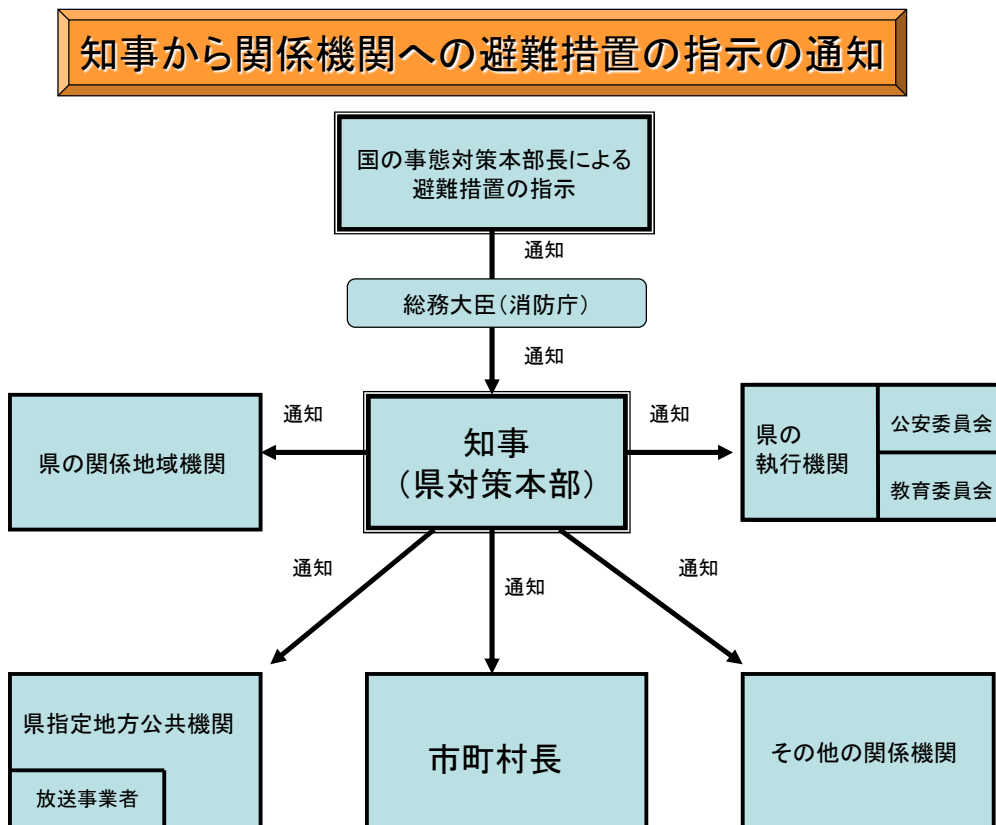
避難措置の指示の内容（法第 52 条第 2 項）

- 一 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- 二 住民の避難先となる地域（避難先地域。避難経路となる地域を含む。）
- 三 関係機関が講ずべき措置の概要

知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

なお、避難先地域に政令指定都市である新潟市の区域が含まれるときは、あらかじめ新潟市長の意見を聴くものとする。

※ 知事からの関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

① 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

② 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

6 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

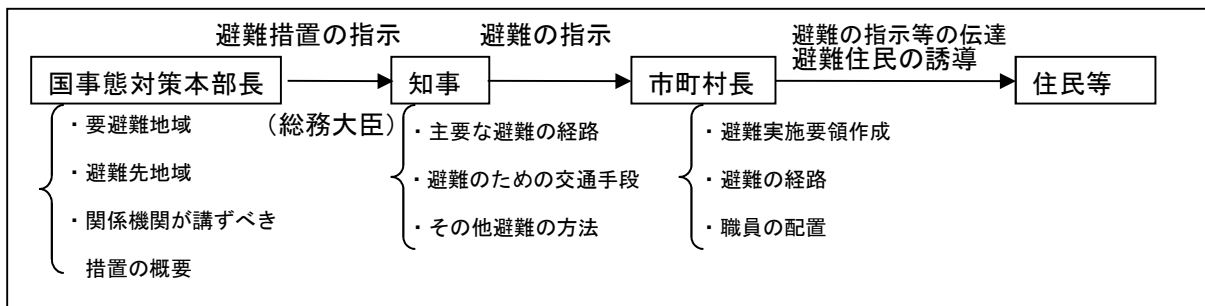
知事は、平素から準備した基礎資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報に基づき、個別の避難元・避難先の割当、避難時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

この場合において、知事は、避難経路、運送手段等について県警察等関係機関と迅速に所要の調整を行う。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 県の地図
- 区域内の人口分布（男女の別）
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設のリスト
- 関係機関の連絡先一覧、協定

【避難指示の伝達チャート】



【避難の指示の内容（例）】

<p>避難の指示（例）</p>
<p>新潟県知事 〇月〇日〇時現在</p>
<p>本県においては、〇日〇時に国の事態対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。</p> <p>要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。</p> <p>本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇時間を目途に避難を完了）。</p> <p>・輸送手段及び避難経路</p> <p>国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）</p> <p>〇〇駅から〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）</p> <p>※ 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）</p> <p>※ 細部については、A市の避難実施要領による。</p> <p>※ A市職員の誘導に従って避難する。</p> <p>(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇時間を目途に避難を完了）。</p> <p>・輸送手段及び避難経路</p> <p>徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、おって指示を待つ。</p> <p>・・・以下略・・・</p> <p>(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。</p>

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断に委ねることとする。

(3) 都道府県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- 避難住民数
- 避難住民を受け入れるべき地域（以下「受入地域」という。）
- 避難先施設
- 輸送手段の応援
- その他必要な事項

この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等から、国民保護法第13条に基づく事務の委託を受けるものとする。

知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の事態対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受け入れが的確に実施されるよう促された場合には、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

(4) 国の事態対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の事態対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の事態対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の事態対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の事態対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

国の事態対策本部長が利用指針を定める場合において、国の事態対策本部長から意見を聴かれた時は、状況に応じて必要な意見を述べる。

(5) 避難の指示の国の事態対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の事態対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。(警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入のための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(8) 都市部における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の事態対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、都市部の住民の避難に関しては、国の事態対策本部長の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず近傍の屋内施設への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の事態対策本部長の指示を待って対応するものとする。

(9) 自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難

県は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難が必要な場合、避難誘導が円滑に行われるよう、自衛隊、国の関係機関、関係市町村等と緊密な連携を図る。

(10) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設における滞在者等の避難等

県は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、施設の特性に応じて施設管理者等と連携し、必要な対策をとるものとする。

(11) 避難の指示における自家用車等の使用

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、知事は、避難の指示を行うに当たり、中山間地など公共交通機関が限られている地域などの住民の避難については、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聞いた上で自

家用車等を交通手段として示すことができる。

第6章 避難の実施

県は、避難の指示に従って住民の避難が的確かつ迅速に実施されるよう、市町村が行う住民の避難誘導等に対して必要な支援について、以下のとおり定める。

また、市町村国民保護計画の基準として、避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について以下のとおり定める。

1 事態に応じた避難の類型と対処

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や事態の推移、時間的余裕、さらには武力攻撃災害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市町村内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態があり得る。

実際には、武力攻撃事態等の状況を総合的に勘案のうえ、最も適切な方法により避難を実施することとなるが、その類型を武力攻撃事態等の類型に応じて示すとすれば、以下の対処が想定される。

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、駅舎等の地下施設に避難させる。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
(特に着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当する A 市 AA 地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えることから…

(2) ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合

国の事態対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の事態対策本部長による避難措置の指示を待っていないとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な区域への一般住民の立入禁止を徹底する。

知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、第九管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

【避難の指示の内容（例）】

- 避難の指示（一例）
- 本県において、ゲリラによる急襲攻撃が……
 - AA 地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
 - BB 地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC 地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車により自力で避難することとし、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を超える避難に伴うわが国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、着上陸侵攻の場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

着上陸侵攻については、平素から、かかる事態を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な体制

の整備に努める。

(4) NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。

さらに、国の事態対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

2 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・ 避難の実施に関し必要な事項 |
|--|

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合するにあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については、自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の住所を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15：30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市B1高校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇月〇日18：00に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供す

る。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A 市対策本部 TEL 〇××-×××-×××× 担当〇〇〇〇)

【避難実施要領のイメージ】

<p>避難実施要領 (例)</p> <p style="text-align: right;">新潟県〇〇市長 〇月〇日〇時現在</p> <p>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法</p> <p>〇〇市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>(1) 〇〇市のA地区の住民は、△△市のB地区にある県立B高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>【避難経路及び避難手段】</p> <p>バスの場合：〇〇市A地区の住民は、〇〇市立A小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">集合後は、Cバス会社の用意したバスにより、国道〇号線を利用して、県立B高校体育館に避難する。</p> <p>鉄道の場合：〇〇市A地区の住民は、D鉄道××線〇〇駅前広場に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇号線又はE通りを使用すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">集合後は、〇日〇時〇分発△△市B駅行きの電車で避難する。△△市B駅到着後は、△△市職員及び〇〇市職員の誘導に従って、主に徒歩で県立B高校体育館に避難する。</p> <p>船舶の場合：〇〇市A地区の住民は、〇〇市A港に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。</p>

集合後は、○日○時○分発△△市B港行きの、E汽船が所有するフェリ
ー××号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) ○○市F地区の住民は、□□市G地区にある□□市立G中学校を避難先として、○
日○時を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等につい
て、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいない
か確認する。(時間的余裕のある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、
自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者と連携の下、市職員等の行う避難
誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、
必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き
慣れた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

○○市対策本部 担当 △△○○

TEL. 025-2××-×××× (内線×××)

FAX 025-2××-××××

・・・以下略・・・

3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村等が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握したうえで、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る人員配置等について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知したうえで、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関及びその職員の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

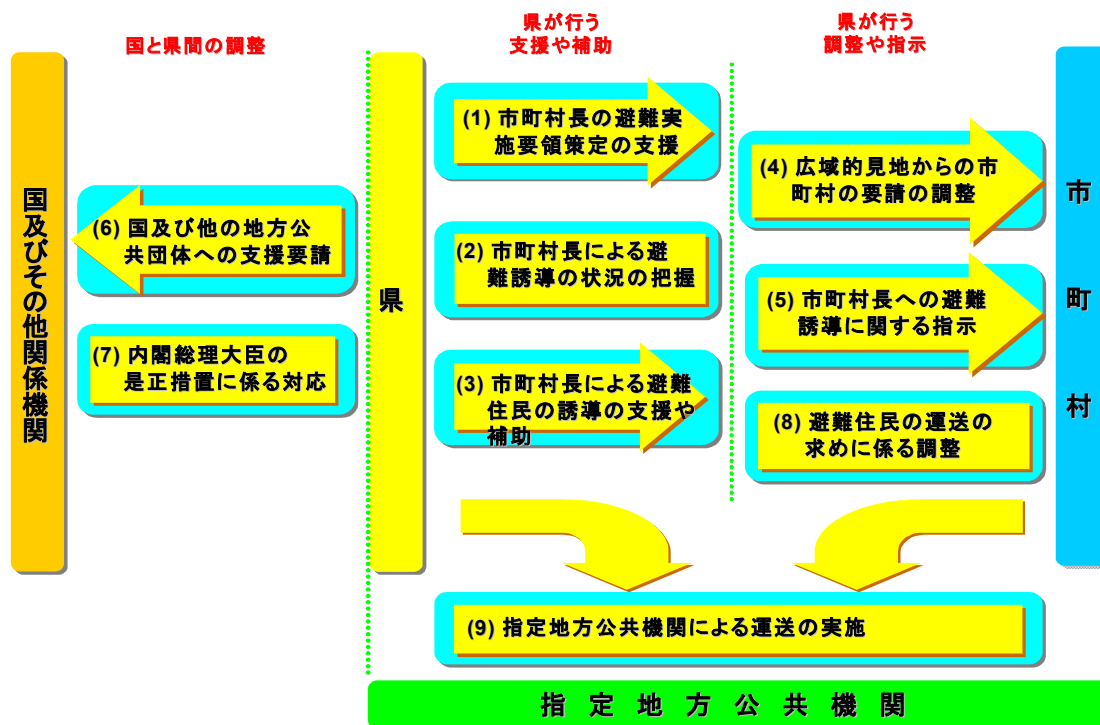
知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の事態対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

※ 県による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

県による避難住民の誘導の支援等



4 避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

避難先地域を管轄する市町村長は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れなければならない。

(2) 避難施設の開設

避難先を管轄する市町村長は、避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設することとする。

なお、避難先を管轄する市町村長は、避難所の開設状況について速やかに知事に情報提供を行うこととする。

(3) 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努めることとする。

5 都道府県の区域を越える避難

(1) 他の都道府県への避難

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事とあらかじめ協議した事項に基づき避難の指示を行う。

(2) 他の都道府県からの避難

知事は、避難住民を受け入れないことについて止むを得ない事情がある場合を除き、他の都道府県からの避難住民を受け入れる。

知事は、他の都道府県からの避難住民の受入に当たっては、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者との協議に基づき、要避難地域を管轄する都道府県知事と連携のうえ、適切な措置を講ずる。

6 避難所等における治安確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に務めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を確保し、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

県は、県警察及び市町村と連携し、避難住民等に対して安全確保に関する情報提供を行うとともに、避難住民等からの相談に適切に対応する。

7 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

県は、市町村と連携のうえ、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握するものとする。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

(2) 避難先に危険が迫った場合

県は、武力攻撃災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、国と協議のうえ、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、関係機関に避難者移動用の車両、船艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、市町村と協力して避難誘導に当たる。

8 避難の長期化への対処

(1) 県、市町村のとるべき措置

住民の避難が長期化した場合は、県は、市町村と協力のうえ、避難所運営にあたって以下の点に留意するものとし、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮するものとする。

- 避難者の栄養、健康等の対策
- 避難所の衛生、給食、給水等対策
- 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における住民の協力

県は、避難所に避難した住民に対し、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点について協力するよう要請する。また、市町村は平素から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- 要配慮者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

9 避難の指示の解除

(1) 知事の措置

知事は、国の事態対策本部等が要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除した場合は、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

また、知事は、要避難地域に近接する地域の住民に対しても避難を指示した場合において、当該近接地域の全部又は一部について避難の必要がなくなると認めるときは、当該地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

(2) 市町村長の措置

市町村長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講ずることとする。

第7章 避難住民等の運送

県又は市町村は、武力攻撃事態等において、自ら避難住民の運送や緊急物資の運送を行うほか、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、これらの運送を求め、的確かつ迅速な運送を図るため、以下のとおり定める。

1 輸送力の確保

(1) 県の対応

県は、避難住民を運送するため、動員できる車両及び船舶をあらかじめ把握する。

知事は、市町村長から要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、県有の車両等及び要員を市町村に派遣する。

知事は、県有の車両等のみで対応できない場合、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に避難住民の運送を求める。

知事は、交通が途絶している地域における避難住民等及び緊急物資の運送を行うため、消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターの活用を図る。また、特に必要と認められる場合は、自衛隊又は第九管区海上保安本部長に対し、航空機又は船舶による避難住民及び緊急物資の運送の要請を行う。

(2) 市町村の対応

市町村長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくものとする。

市町村長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請することとする。

(3) 指定地方公共機関の対応

運送事業者である指定地方公共機関は、所有する車両等について数量、要員等をあらかじめ把握しておくとともに、知事から要請があったときは、県内事業所の所有する車両等の調達又はあっせんを行うこととする。

2 指定公共機関等に対する運送の求め

(1) 避難住民の運送

知事は、避難住民の誘導のため必要がある場合は、輸送人員、輸送区間等を示して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に避難住民の運送を求める。

(2) 緊急物資の運送

知事は、緊急物資を運送するため必要がある場合には、輸送量、輸送区間、緊急物資の種類等を示して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に運送を求める。

(3) 知事の指示等

知事は、運送事業者である指定公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じない場合には、国の事態対策本部長に通知し、運送の指示を行うことを要請する。

また、運送事業者である指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じない場合で、住民の生命、身体または財産を保護するため特に必要があると認めるときは、その実施を指示することができる。

ただし、実施の指示は、安全が確保されていると認められる場合に限り、行うことができる。

3 緊急運送体制の確立

(1) 緊急運送計画の作成

県は、輸送路、輸送手段及び交通機能を確保するため、交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた「緊急運送計画」を作成する。なお、「緊急運送計画」の作成に当たっては、要員、機材及び燃料の確保状況、交通施設の被害状況又は復旧状況、輸送必要物資の量並びに輸送手段の相互補完を勘案する。

(2) 運送体制

① 陸上輸送

ア 道路輸送

道路管理者である県は、県警察、自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等「緊急運送計画」作成に必要な情報を把握する。

県は、交通可能道路等の情報に基づき緊急運送ルートを選定する。

道路管理者である県は、選定された緊急運送ルートの確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

イ 鉄道輸送

鉄道によって運送する場合は、鉄道事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議して行う。

② 航空輸送

緊急運送及び交通途絶のための孤立地帯への運送は航空機によるものとし、県は、消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターの活用を図るとともに、特に必要と認める場合には、自衛隊、海上保安庁の航空機の派遣要請を行う。

③ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合又は重量かつ大量な緊急物資の運送など海上輸送がより効果的な場合には、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求めつつ、なおも必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等の協力を求め、海上輸送を実施する。

④ 自転車、オートバイ等による運送

緊急物資の運送に当たり、上記①～③による運送が不可能な場合又は自転車、オートバイ等による運送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による運送を行う。

4 緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

(1) 県の役割

大規模な武力攻撃災害の発生に際しては、被害の中心的地域の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急運送には最初からヘリコプターを集中的に投入し、緊急道路開通までの緊急運送需要を空路でまかなうものとする。

県は、市町村からの要請又は武力攻撃災害発生後の空中偵察による判断に基づき、消防防災航空隊を被災地に出動させ、救助活動、負傷者の搬送等を行うとともに、必要に応じて第九管区海上保安本部及び自衛隊に対して、ヘリコプターの出動を要請する。

県は、ヘリコプターによる緊急搬送に当たっては、被災市町村と連携し臨時ヘリポートを早期に確保する。

(2) 県警察の役割

県警察は、自らの情報又は市町村からの要請に基づき、県警察航空隊を被災地に出動させ、救助活動、負傷者の搬送等を行う。

5 被災地等の交通関係情報の収集・伝達

県警察及び道路管理者である県は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、関係機関と連携して一般の運転者に随時情報を提供する。

第8章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、監視カメラ、車両感知器を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の事態対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事及び県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関等及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第9章 要配慮者の避難等への配慮

武力攻撃災害の発生に際しては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者に関しては、武力攻撃災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある者もいるため、迅速かつ的確な要配慮者の安全避難を実施するための措置について、以下のとおり定める。

1 要配慮者への配慮

(1) 避難

市町村は、武力攻撃災害の発生等により住民避難が必要となった場合、要配慮者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織、国際交流協会等の協力を得るとともに、要配慮者が属する自治会、町内会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

(2) 武力攻撃災害発生後の安否確認

県は、市町村と連携のうえ、要配慮者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

市町村は、安否確認に当たっては、必要に応じ自治会長、民生委員、近隣住民、自主防災組織、国際交流協会等の協力を得るものとする。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

県は、市町村と連携のうえ、避難所及び要配慮者の自宅等に保健師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 病院、社会福祉施設における対策

(1) 施設被災時の安全確保及び避難等

県は、武力攻撃により、病院及び社会福祉施設が被災した場合、その施設長が、直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況の把握や、入（通）所者の不安を解消するなどの措置を実施するとともに、入（通）所者が被災したときには、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得た応急救助の実施、あるいは、必要に応じて消防機関等へ救助を求めるなどの措置がとれるよう要請をしておくこととする。

(2) 被災報告等

県は、施設長に対し、入（通）所者及び施設の被災状況の市町村、県等への報告の協力を依頼するとともに、必要な措置の要請についてすみやかな対応に努める。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

県は、市町村と連携し、施設の継続使用が不能となったときに、火災や地震等への対応に準じた措置を講ずるよう要請する。

3 園児、児童及び生徒への配慮

県は、園児、児童及び生徒の在校（園）時において、学校等の管理者が速やかに園児、児童及び生徒を掌握し、市町村の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、学校等の管理者に対して、在籍する園児、児童及び生徒の安否の確認について協力を依頼する。

第10章 救援の実施

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の事態対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の事態対策本部長による救援の指示を待つとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

また、知事は、直ちに、当該指示について、県の区域内の指定都市の長に通知する。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 指定都市による救援の実施に係る調整

知事は、指定都市が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、指定都市の長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

(3) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携

1の(3)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

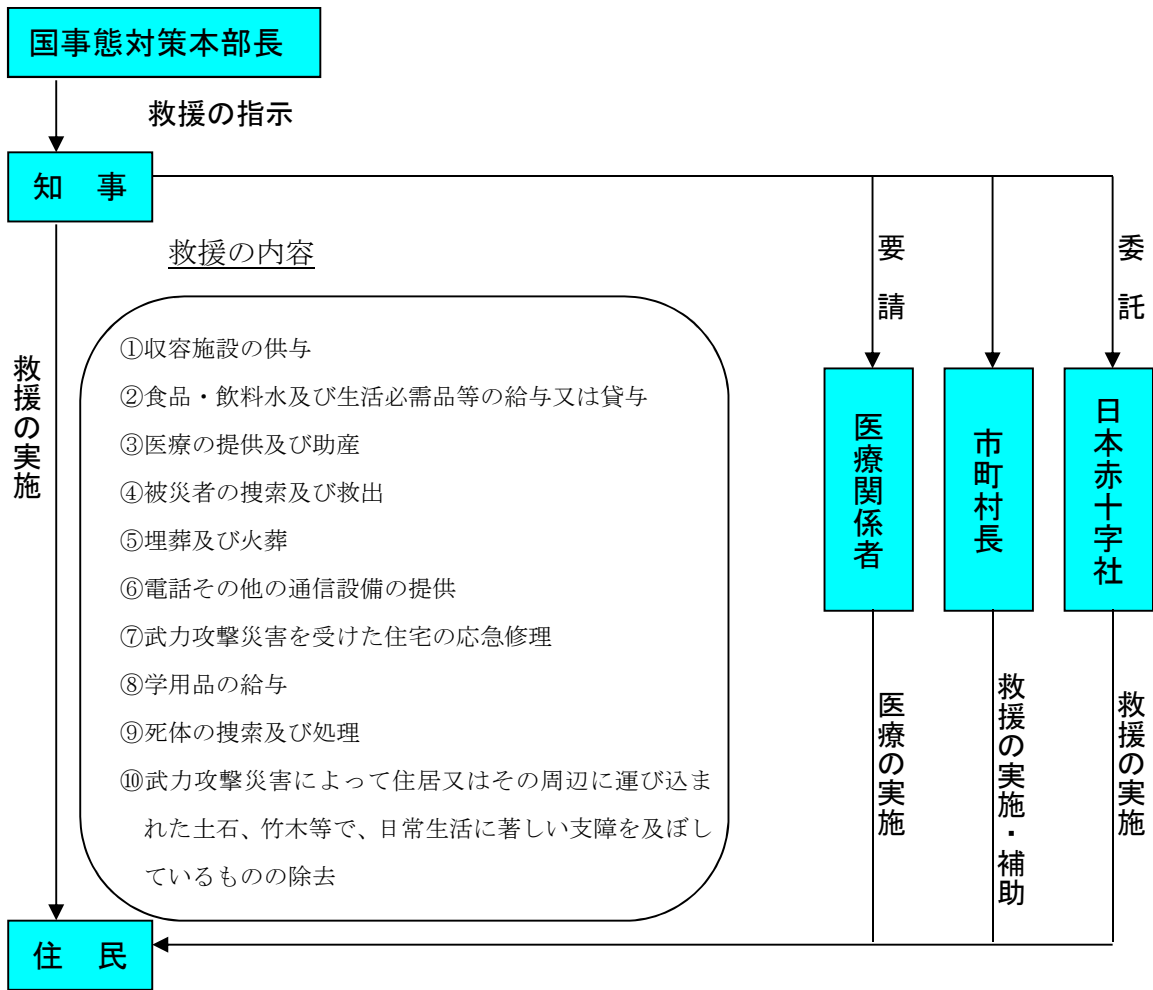
(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第6章3の(8)に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第6章3の(9)に準じて行う。

【救援フロー図】



3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

【県対策本部において集約すべき基礎的資料】

- ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備
- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 県医療救護班及び県歯科医療救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場所等のデータベース

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、第九管区海上保安本部等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
 - ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
 - ・ 県警察及び第九管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
 - ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・ 聴覚障害者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
 - ・ 応急修理の施行者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
 - ・ 児童生徒の被災状況の収集
 - ・ 不足する学用品の把握
 - ・ 学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、第九管区海上保安本部等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報の確認
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・ 死体の一時保管場所の確保

- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の施行者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療救護活動

県は、武力攻撃災害が発生した場合、市町村、医療機関、医療関係団体と緊密な情報共有と協力体制の下に、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行う。

実施にあたっては、医療関係者の安全の確保について十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、国及び指定公共機関に支援を要請する。

また、県は、武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して、精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(1) 救護所等の設置

- ① 市町村は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置するものとする。
- ② 県は、医療救護活動が長期間におよぶと見込まれる場合などに、保健所等に救護センターを設置する。

(2) 救護所の医療救護活動

市町村は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行うものとする。

- 初期救急医療
- 災害拠点病院等への移送手配
- 医療救護活動の記録
- 死亡の確認
- 市町村への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 救護センターの医療救護活動

県は、設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。

- 精神科患者の治療
- 避難所への巡回診療及び相談
- 精神科医療機関への移送手配

(4) 後方病院における医療救護活動

県は、被災地及び被災地に隣接する地域の災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）に対して活動要請を行う。また、県は、後方病院として災害拠点病院が行う以下の医療救護活動に支障が生じた場合にはその要請に基づき支援する。

- 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ
- 医療救護班の派遣等

(5) 患者等の搬送

市町村は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

県は、消防等関係機関との緊密な協力により広域的な搬送体制を確保する。

(6) 医療資器材等の供給

市町村は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

県は、武力攻撃災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等の円滑な供給並びに避難所での一般医薬品の配付、服薬指導等を行うため、新潟県薬剤師会と連携し、市町村対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理を行う。

県は、市町村、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、関係機関に供給を要請し確保する。

県は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部に供給を要請し確保する。

医療救護班等は、医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請するものとする。

(7) 県医療救護班等の派遣

県は、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる県医療救護班及び県歯科医療救護班を編成し派遣する。

(8) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

① 核攻撃又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指

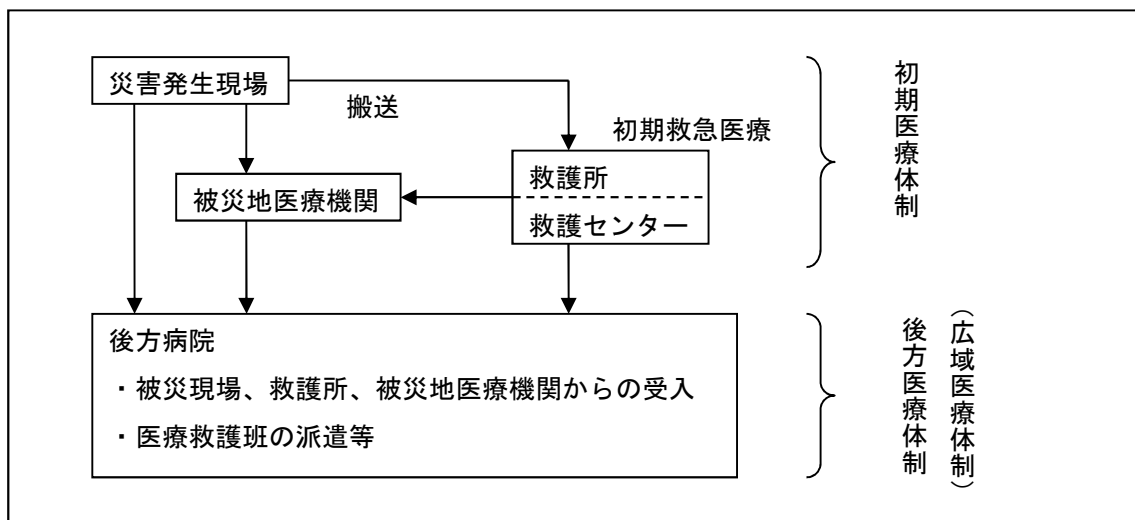
定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置）

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

【医療救護体制フロー図】



5 被災者の捜索及び救出

県は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防機関等が行う捜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、捜索及び救出を実施する。

6 死体の捜索、処理、火葬及び埋葬

(1) 死体の捜索

県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、県警察、消防機関及び自衛隊、第九管区海上保安本部等と連携して死体の捜索を行う。

(2) 死体の検案及び処理

県は、収容した死体の検案・身元確認・処理について、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会及び新潟県歯科医師会に要請する。

県警察は、収容された死体について、各種の法令又は規則に基づいて死体の状況を調べるとともに、県及び市町村と協力して身元の確認、遺族等への遺体の引き渡しに努める。

(3) 遺体の埋葬及び火葬

県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的にかつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

市町村は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請するものとする。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。

7 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援に際し知事が行う要請等

① 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の特定物資の収用
- 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

なお、知事は、特定物資の収用並びに保管命令及び土地等の使用を行うときは、国民保護法に基づき公用令書を交付する。

② 知事は、救援の実施に必要な物資が不足し調達が困難な場合には、関係指定行政機関に、物資の調達について支援を求める。

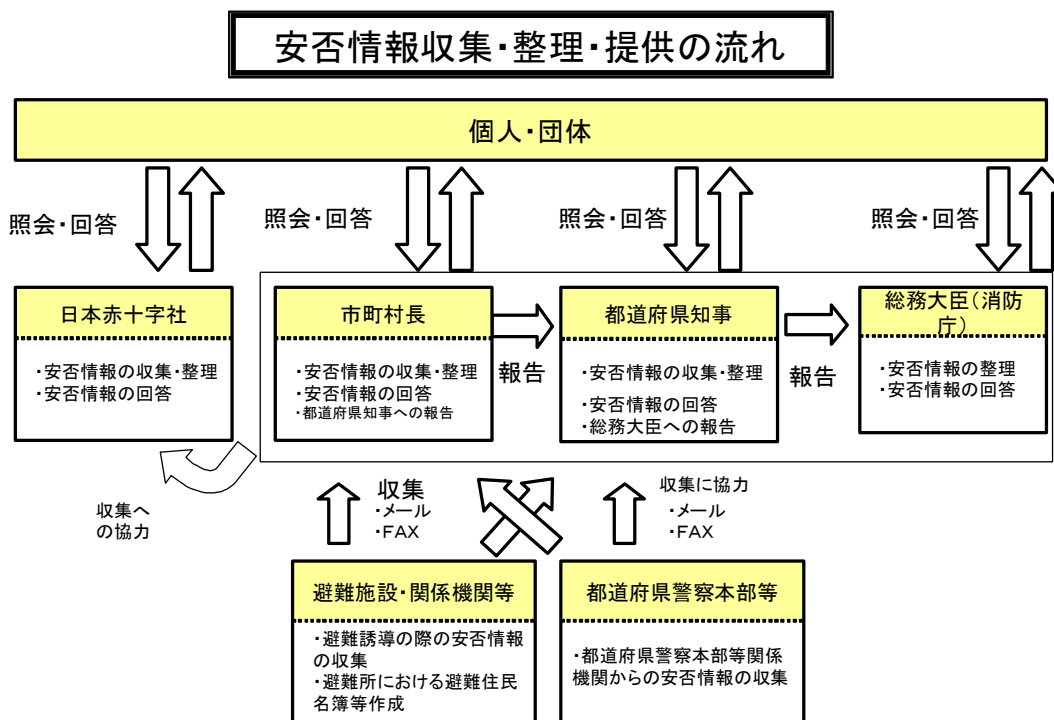
(2) 医療の要請及び指示並びに医療関係者の安全確保

知事は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示することができる。この場合、知事は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第11章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



収集項目
1 避難住民(負傷した住民も同様)
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所(郵便番号を含む。)
⑥ 国籍
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
⑧ 負傷(疾病)の該当
⑨ 負傷又は疾病の状況
⑩ 現在の居所
⑪ 連絡先その他必要情報
⑫ 親族、同居者への回答の希望
⑬ 知人への回答の希望
⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
2 死亡した住民(上記①～⑦、⑪、⑭に加えて)
⑮ 死亡の日時、場所及び状況
⑯ 遺体が安置されている場所

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断にもとづくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等で消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策

本部を設置すると同時に住民に周知する。

安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住基カード、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。また、障害者や外国人等からの照会への対応についても配慮する。

窓口以外での照会に対しては、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所所在地所在市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書		
年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 様 (市町村長)		
申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、 理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 ※印の欄には記入しないこと。		

(2) 安否情報の回答

県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認められるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】

安 否 情 報 回 答 書		
様	年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること		

(3) 個人情報保護への配慮

県は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社新潟県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第12章 武力攻撃災害への対処

県は、武力攻撃災害への対処に必要な事項及びNBC攻撃による災害への対処に必要な事項について以下のとおり定める。

また、武力攻撃災害の発生に際して緊急の必要があると認めるときは、自らの判断で退避の指示や警戒区域の設定を行うこととし、その実施に必要な事項について以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処等

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

知事は、国の事態対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の事態対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知若しくは通報を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の事態対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

2 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者からの支援の求めに応じ、指導、助言、連絡体制の強化など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

県公安委員会又は海上保安部長等は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定することができることとされている。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

※立入制限区域について

範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が指定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

公示

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示することとされている。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにすることとされている。

効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止又は退去命令をすることができることとされている。

(5) 国の事態対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の事態対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の事態対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、以下の措置を講ずべきことを命ずる。

措置 1：危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

措置 2：危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

措置 3：危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

物質の種類（国民保護法施行令第 28 条に規定する危険物質等）と対象範囲を示す法律		措置命令者	措 置		
			措置 1	措置 2	措置 3
①	危険物 【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第 12 条の 3	○	○
②	毒物及び劇物 【毒物及び劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市※	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	知事（経済産業大臣） 国土交通大臣 県公安委員会	第 45 条	同左	同左
④	高圧ガス 【高圧ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第 39 条	同左	同左
⑤	核燃料物質（汚染物質含む） 【原子力基本法】	原子力規制委員会 国土交通大臣	□	□	□
⑥	核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制委員会	○	○	○
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む） 【放射線障害防止法】	原子力規制委員会	第 33 条第 4 項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【医薬品医療機器等法】	厚生労働大臣 農林水産大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高圧ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
備考 ※は、地域保健法第 5 条第 1 項の政令で定める市。 ○は、国民保護法第 103 条第 3 項、□は同法第 106 条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。					

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

4 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生の防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設群については、危険物質の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(石油コンビナート等特別防災区域に係る留意事項については、第4編で記述する。)

5 NBC攻撃による災害への対処等

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県は、被災者の状況等原因物質の特定に必要な情報を収集し、警察等関係機関に提供するとともに、原因物質の特定のため自衛隊等の専門機関に出動を依頼する。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の事態対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて地方衛生研究所、医療機関等と共有する。

また、精神医学等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等による汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の事態対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の枠組に従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、地方衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講ずる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置における知事等の権限

内閣総理大臣からの要請を受けた知事又は知事から協力を要請された県警察本部長は、汚染の拡大を防止するための措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずることができる。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

① 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

【退避の指示の例】

- ・「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生ずるため、屋内に一時避難すること。
- ・「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

② 退避の指示に伴う措置

県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。

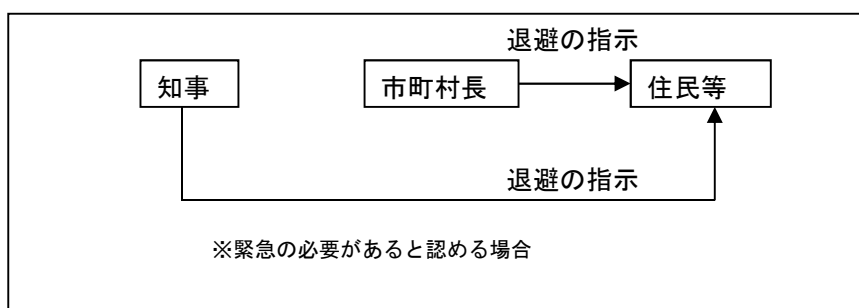
当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

県は、退避の指示を行った場合は、国の事態対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の事態対策本部長に連絡する。

③ 警察官又は海上保安官による退避の指示

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待っていないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

【退避の指示の伝達チャート】



(2) 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事は、当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

(3) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ・ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、表示板等で区域を明示するものとする。
- ・ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ・ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

③ 警戒区域設定に伴う措置

県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

県は、警戒区域の設定をした場合は、国の事態対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の事態対策本部長に連絡する。

④ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定等

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができるとされている。

知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

(4) 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(5) 消防に関する措置等

① 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

② 消防等に関する指示

ア 市町村に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体になり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

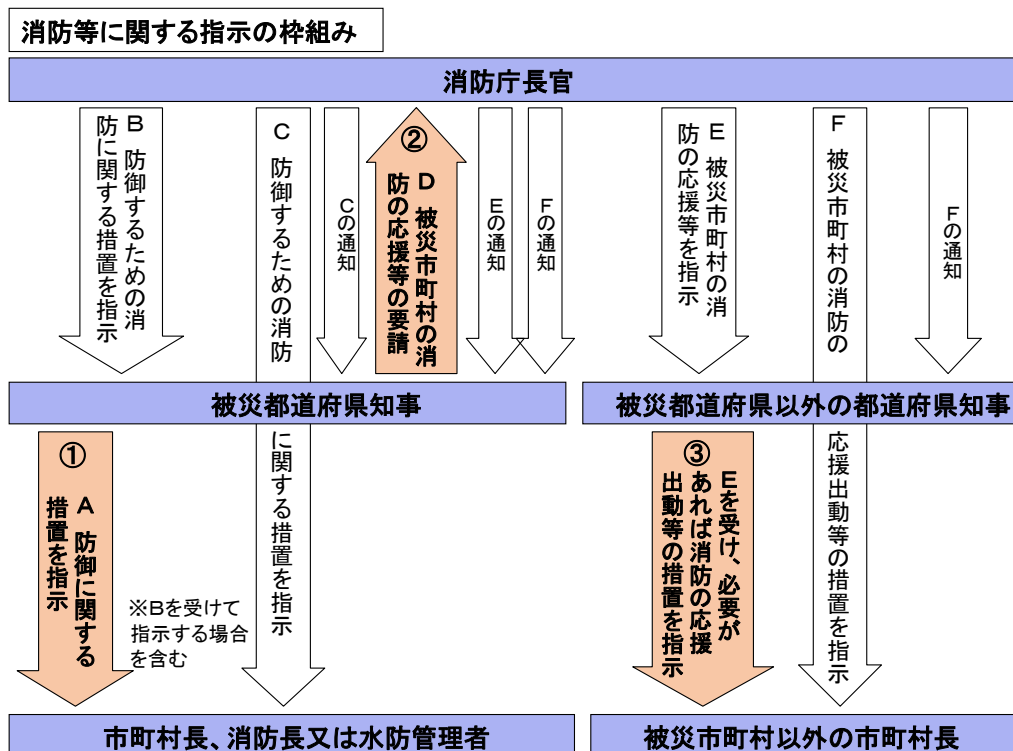
【具体的な例】

- 応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する

※ 消防等に関する指示の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



第13章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の事態対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に県警察は、組織の総合力を発揮し、被災情報の収集にあたる。

県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

2 被災情報の報告

県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに、警察庁及び関東管区警察局に速やかに報告する。

3 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

【被災情報の報告様式（再掲）】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

新 潟 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第14章 保健衛生の確保

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童等特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

3 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

4 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

5 廃棄物の処理対策

(1) 廃棄物処理の特例

県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

県は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

なお、平素から県は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行う。

第15章 文化財の保護その他の措置

県は、武力攻撃災害等から文化財及び国宝を保護するための措置、また、動物の保護に係る措置を的確に実施するため、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(3) 県指定文化財の保護のための措置

県教育委員会は、県指定文化財に関し、武力攻撃災害による文化財被害のおそれのある場合には、国民保護法第125条の規定に準じて、その所有者に対して被害防止のための措置を行うよう依頼する。また、当該依頼に応じて必要な措置を講じようとする県指定文化財の所有者から県教育委員会に対して支援の要請があった場合には、速やかにその要請に応じるよう努める。

2 動物愛護対策等の実施

(1) 動物愛護対策の実施

県は、動物愛護の観点から、市町村、獣医師会、動物関係団体、動物園等関係機関と協力して動物愛護対策を実施する。

県は、平素から市町村及び関係機関との役割分担の明確化や協力体制の整備を図ると

ともに、家庭動物等の保護等を行うために必要な資材や飼料等を確保し、武力攻撃事態等において、要避難地域において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を行う。

(2) 家畜防疫の実施

県は、畜舎の倒壊、家畜の死亡状況等の早期把握に努め、県獣医師会、県農業共済組合連合会及び関係市町村へ通報する。

また、県は、必要に応じ県獣医師会、県農業共済組合連合会及び関係市町村の協力を得て、衛生班を編成し、巡回指導による調査、検査、消毒、診療等を実施する。

(3) 危険動物等の逸走対策

県は、市町村と連携し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 26 条の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等についてあらかじめ把握するとともに、関係機関との役割分担の明確化や協力体制の整備を図り、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知及び避難誘導を図る。

また、市町村及び関係機関と連携協力を図りながら、可能な範囲で、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等に必要な措置を行うとともに、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動を行う。

なお、上記の措置の実施に当たっては、措置を実施する者の安全の確保に十分配慮する。

第16章 ボランティア受入れ計画

県は、避難した住民の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、県ボランティア本部を設置し、市町村ボランティアセンターの設置・運営を支援するとともに、安全等を十分に確保したうえで、以下により対応を行う。

1 安全の確保

県は、県ボランティア本部が行うボランティアの受入及び派遣、協力要請等に関しては、ボランティア活動従事者の安全の確保が担保されない場合、これを行うことができない。

2 県ボランティア本部の設置

(1) 県ボランティア本部の体制

県は、武力攻撃災害等が発生したときは、災害時にボランティア活動を行う団体等に協力を要請し、それらの団体を中心として県ボランティア本部を設置する。

(2) 県ボランティア本部の活動

県ボランティア本部は、市町村及び関係団体に対して市町村ボランティアセンターの設置を働きかけるものとする。また、設置された市町村ボランティアセンターとの緊密な連携を図り、総合的なボランティアニーズの把握と分析、各種情報の提供、団体間の調整、コーディネーターの派遣などの運営支援を行うものとする。

3 市町村ボランティアセンターの設置

(1) 市町村ボランティアセンターの体制

市町村は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、市町村ボランティアセンターを設置するものとする。

市町村は、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市町村ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておくものとする。

(2) 市町村ボランティアセンターの活動への支援

市町村は、市町村ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努めるものとする。また、市町村ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行うものとする。

第17章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することになるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等（法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



（白地に赤十字）





（白地に赤新月）



（白地に赤のライオン及び太陽）

※ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。
また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name 生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>----- 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p> <p>----- ----- -----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

② 特殊標章等 (法第 158 条)

ア 特殊標章

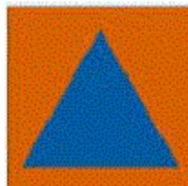
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

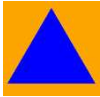
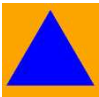
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書 (様式のひな型は下記のとおり。)

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> 
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>
<p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>
<p>-----</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

- ① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。
 - ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
 - イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）
- ② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。
 - ア 医療機関である指定地方公共機関
 - イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

- ① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれに以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 原子力発電所等重要施設における武力攻撃事態等への対処

第1章 基本方針

本県には、原子力発電所をはじめ、新幹線の運行する鉄道駅、国際線の就航する空港・港湾など重要施設が多数所在するが、こうした特定重要施設を対象とした武力攻撃やテロ等の発生の可能性を無視することはできない。

このことから、国民生活に多大な影響を有する重要施設が武力攻撃の目標とされた場合、対処に関し特に留意を要する事項を、以下のとおり定める。

1 重要施設における武力攻撃事態等に対する基本方針

武力攻撃事態等における国民保護措置については、本計画の第3編において定めるところであるが、県内に所在する重要施設のうち、武力攻撃の対象となった場合に県民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、あるいは武力攻撃事態等における対処に特殊な対応が必要であるものなど、特に留意する必要がある施設については、個別の施設特性に応じた対処措置を講じることとし、対処における留意点を本編で定める。

2 重要施設の考え方

県内に所在する重要施設が武力攻撃の対象とされた場合、対処に特別な留意が必要と思われる特性として、以下の観点が想定される。

- 特殊災害の防除など特別の対処措置が必要な施設
- 施設の機能停止により、県民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある施設
- 不特定多数の者が利用しており、人的被害が多大となるおそれがある施設
- 事業者のみならず、幅広い関係機関が連携協力して対処にあたる必要がある施設

これらの観点にかんがみ、本編では、原子力発電所、大規模駅、港湾施設、空港旅客ターミナル施設、石油コンビナート等特別防災区域の5分類について、武力攻撃事態等における対処上の留意点を施設ごとに定める。

第2章 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

本県には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。同発電所は、日本海に面した柏崎市及び隣接の刈羽村にまたがる約420万㎡の敷地に、110万kWの沸騰水型原子炉（BWR）5基と135.6万kWの改良型沸騰水型原子炉（ABWR）2基で構成される。7基の合計出力は821.2万kWであり、一つの原子力発電所としては世界最大級である。ここで発電された電力は、2系統の送電経路を通じて全て関東方面へ送電されており、首都圏への電力供給を担う極めて重要な施設である。

原子力発電所に対して武力攻撃が発生した場合、建造物等の破壊、火災等の他、放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）の発電所外への放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、他の武力攻撃災害に比して特別の注意が必要であり、この計画において、原子力発電所の武力攻撃災害に対する平素の備えから事後対策まで一連の措置に関して、法の規定する事項等について本編において独立して定め、原子力発電所に対する武力攻撃に対し、的確な国民保護措置を講ずるものとする。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

（1）基本姿勢

県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と相互に連携しながら、平素から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）を目標にした武力攻撃を想定し、防護に備えることとする。

県は、原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

県は、国からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を見極め、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための応急対策及び事後対策を的確かつ迅速に実施し、県民等の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力を行う。

原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、国からの命令により原子炉の運転を停止し、又は事態の緊急性若しくは県からの要請等を考慮のうえ自らの判断により原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

なお、武力攻撃原子力災害に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への備え

(1) 原子力事業者の体制整備

- ① 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の安全を確保するため、侵入者を防止する障壁の設置、施設の巡視及び監視等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に関し所要の措置を講ずるものとされている。
- ② 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとされている。

(2) 原子力発電所の警備の強化

県警察は、新潟海上保安部等関係機関及び原子力事業者と連携を図りながら、発電所の警備について十分な対策を講ずる。

(3) 環境放射線モニタリング体制の強化

県は、武力攻撃事態等において放射性物質等が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、環境放射線モニタリング体制の整備を図る。

なお、発電所周辺に設置してある固定観測機器が武力攻撃に伴い破損する事態に備え、県は代替機器の整備等、必要な対策を講ずる。

(4) 原子力災害医療体制の強化

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合の医療体制について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、緊急時医療本部を設置し、適切な原子力災害医療活動を行うことができる体制を整備する。

また、原子力災害医療体制を強化するため、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実を図るとともに、国又は近隣県等の医療機関に対し被ばく患者受入れを要請する場合に備え、平素から連携を図る。

(5) 医療活動用資機材等の整備

県は、武力攻撃原子力災害の発生に備え、医療活動用資機材のほか、安定ヨウ素剤等、放射性物質の防除に必要な物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(6) 武力攻撃原子力災害に備えた訓練

県は、関係機関と連携し、平素から原子力施設に対する具体的な武力攻撃を想定し、原子力発電施設の破壊工作が進行する事態、武力攻撃により原子力発電所との通信が遮断される事態等における国民保護措置の実施方法について検討し、国と一体となって住民避難等の応急対策等の訓練を実施する。

3 通報等及び実施体制の確立

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 原子力事業者が行う通報

原子力事業者は、原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報する。

② 知事が行う通知

知事は、上記の通報を受けた場合は、直ちに国（原子力規制委員会・消防庁）、原子力防災専門官等、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長に通知又は確認する。

(2) 放射性物質等の放出等の通報等

① 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合は、直ちにそれぞれに掲げる機関に通報するものとされている。

ア 武力攻撃によって原子力発電所から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣
- ・ 原子力規制委員会
- ・ 知事
- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 新潟県警察本部長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ 柏崎警察署長
- ・ 新潟海上保安部長
- ・ その他県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める関係機関等

イ 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣

- ・ 知事
- ・ 当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、警察本部、消防本部消防長、海上保安部長

② 知事が行う通知等

ア 知事は、上記の通報を受けたときは、直ちに上記の通報先市町村以外の市町村及び関係指定地方公共機関並びに県内各消防本部にその旨を通知する。

イ 知事は、上記の通報を受けたときは、状況を勘案のうえ、必要に応じて自衛隊に対してその旨を通知する。

ウ 上記の通報によらず、知事及び市町村長が放射性物質等の放出を認める場合には、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）にその旨を通報する。

エ 知事は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から放射性物質等の放出について通知を受けたときは、直ちに関係指定地方公共機関に対しその旨を通知する。

(3) 緊急事態連絡室の設置

知事は、武力攻撃事態等の認定前において、原子力事業者から上記の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃の兆候を発見し若しくは武力攻撃による放射性物質の放出を確認し、必要と認めるときは、第3編第1章1（2）に基づき、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

緊急事態連絡室においては、事態の進展に備え要員の派遣、各種対策の準備を行うものとする。

(4) 緊急通報の発令

知事は、原子力事業者から武力攻撃災害の兆候を発見した旨の通報を受けた場合、又は自ら武力攻撃災害の兆候を発見し若しくは武力攻撃災害による放射性物質の放出を確認した場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令する。

また、知事は、緊急通報を発令した場合には速やかに国の事態対策本部長にその内容を報告する。

(5) 現地対策本部の設置

知事は、国民保護対策本部を設置すべき県の指定を受けた時は、安全の確保に留意しつつ、原則として、国が現地対策本部を設置する緊急事態応急対策等拠点施設（新潟県柏崎刈羽原子力防災センター）に県現地対策本部を設置し、国の現地対策本部及び県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。

ただし、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要

性に応じ、県庁等に設置するものとする。

(6) 自衛隊の部隊等の派遣要請

知事は、武力攻撃原子力災害の発生等に際し、国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(7) 知事による安全確保措置の要請

知事は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要であると認めるときは、原子力事業者に対し、国を通じて、又は直接、原子炉の運転停止その他の施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(8) 国の命令による原子炉の運転停止

原子力事業者は、国において武力攻撃の情報を総合的に判断し、原子炉の運転停止の命令が行われた場合、直ちに原子炉の運転を停止するものとされている。

(9) 原子力事業者の判断による原子炉の運転停止

原子力事業者は、緊急を要する場合には、国の運転停止命令を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとされている。

(10) 武力攻撃原子力災害の公示の通知

① 国の事態対策本部の公示

国の事態対策本部長は、武力攻撃に伴い原子力発電所から放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがある場合で、県民等の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるとき、直ちに次に掲げる事項の公示を行い、総務大臣は、知事にその内容を通知するものとされている。

- ・ 応急対策を実施すべき区域
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ・ 応急対策実施区域内の住民、公私の団体に周知させるべき事項

② 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知する。

- ・ 柏崎市長、刈羽村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関
- ・ 県内市町村

- ・ 県内消防本部

4 応急対策等

(1) 放射性物質等の放出等に係る事業者の応急措置等

① 原子力防災管理者の応急措置

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴い本章3(2)に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、国民保護法で準用する原災法(以下「準用原災法」という。)の規定により、直ちに原子力防災組織に武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされている。

② 応急措置等の報告等

原子力事業者は、準用原災法の規定により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、市町村長(事業所外運搬に係る事象の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長)に対し、①の規定による措置の概要及び放射性物質等の放出状況又は放出の見通し等を報告するものとされている。

(2) 応急対策

① 応急対策の内容

知事は、国の事態対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合は、関係機関とともに、次に掲げる応急対策を実施する。

- ・ 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

② 応急対策の実施

ア 知事は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の応急対策の実施を指示する。

イ 知事及び市町村長は、応急措置、応急対策及び情報の収集を行う者の安全の確

保に十分配慮するものとする。

ウ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

(3) 情報の伝達

知事、市町村長及び県警察本部長は、それぞれが実施する応急対策等について、それぞれ次の①から③により伝達する。

① 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知する。

- ・ 柏崎市長、刈羽村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関
- ・ 県内市町村
- ・ 県内消防本部

② 市町村長が行う通知

国の事態対策本部の公示により、応急対策を実施すべき地域として指定された地域を管轄する市町村長は、知事から上記の通知を受けた場合には、速やかに次に掲げる者に対し、防災行政無線等あらかじめ定める方法によりその内容を通知するものとする。

- ・ 住民
- ・ 自治会、町内会等
- ・ その他必要な関係機関

③ 県警察が行う伝達

県警察は、市町村と協力し、住民に対する迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努める。

④ 指定公共機関等が行う伝達

知事は、指定公共機関等に対し、迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるよう要請する。

(4) 住民の避難等

① 住民避難等の準備

知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、モニタリング結果、プラントの状況、気象情報等、必要な情報を遅滞なく把握・分析し、国及び市町村と協議し、住民避難等の準備に着手する。

② 避難の指示

ア 武力攻撃原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合の原子力事業所周辺地域における住民の避難について、国の基本指針において国の事態対策本部長は次のような措置を講ずるものとされている。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（即時避難区域（P A Z））に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（避難準備区域（U P Z））に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ・ 避難準備区域（U P Z）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、避難準備区域（U P Z）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。
- ・ 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

イ 知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、輸送手段の確保状況等を踏まえ、避難経路、輸送手段、交通規制の方法等について迅速に調整を行い、関係市町村長を經由して直ちに避難を指示する。

ウ 知事は、避難の指示をする場合は、要避難地域、避難先地域の他、避難経路や交通手段等を示す。

③ 退避の指示

ア 市町村長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を発見した場合等、国の避難措置の指示を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、避難指示を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知するものとする。

イ 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に定める退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

(5) 警戒区域の設定

① 市町村長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

② 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に規定する措置を講ずることができる。この場合は直ちに、その旨を市町村長に通知する。

(6) 環境放射線モニタリングの実施

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護するため、次に掲げる環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難または退避、飲料水、飲食物等の摂取制限等の防護対策に必要な情報を提供する。

① 実施体制

「武力攻撃事態」における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施体制は県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めによる。

② 実施方法

緊急時モニタリングは県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより実施する。

(7) 原子力災害医療の実施

① 実施体制

県は、武力攻撃原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより速やかに緊急時医療本部の設置準備を行い、県対策本部が設置された場合には速やかに緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療活動を行う。

なお、原子力災害医療活動の詳細については、「原子力災害医療マニュアル」に定める。

② 国等への応援要請

県は、必要と認められる場合には、国、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

③ 原子力災害医療活動の実施

武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県は放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、武力攻撃原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。

なお、原子力災害医療協力機関の登録及び原子力災害拠点病院の指定により、十分な原子力災害医療体制が確保されるまでは、従来の医療体制（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関）も維持されるものとする。

ア 初期対応

- スクリーニング班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等のスクリーニング及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。

- ・ 県は、避難所等に救護所を開設し、救護班は、救護所において、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。
- ・ 原子力災害医療協力機関は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う。

イ 原子力災害拠点病院における医療

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には線量測定、除染処置及び専門的な医療対策を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。

ウ 高度被ばく医療

原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。

エ 要配慮者等への配慮

県は、原子力災害医療の実施に関して、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

④ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用については、県地域防災計画（原子力災害編）の定めにより実施する。

⑤ 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送

原子力災害拠点病院への傷病者の搬送は、市町村消防本部の救急車又は、県消防防災ヘリコプターにより行うことを基本とする。

また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市町村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。

(8) 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより、国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等に関して必要な措置及びこれらの解除を市町村に指示するとともに、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷規制等必要な措置及びこれらの解除を農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市町村等に指示する。

また、県は、代替飲料水・飲食物の供給等に関して、市町村と協力のうえで応急措置を講ずる。

(9) 事後対策の実施

① 事後対策の内容

知事は、公示を取り消す旨の公示がされた場合は、市町村長その他の執行機関、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者とともに、次に掲げる事後

対策を実施する。

- ・ 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- ・ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報
- ・ その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

② 事後対策を行ううえでの措置

ア 知事、市町村長は、応急措置及び事後対策を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。

イ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

第3章 大規模駅における武力攻撃事態等への対処

本県では、首都圏に通ずる上越新幹線が運行しているが、各国の事例では、鉄道や駅がテロの標的とされる事案が実際に発生している。

多数の者が利用する人流の重要拠点という施設の特徴から、大規模駅において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、県民生活に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、大規模駅における武力攻撃事態等への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

不特定多数の者が利用することなどにより、武力攻撃災害が発生した場合には重大な影響が生じる施設であって、かつ、要請された措置を実施することが可能であるものに限る趣旨から、新幹線が運行する県内の大規模駅（新潟駅、長岡駅）のうち、鉄道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの（以下「駅施設」という。）に関する対処について本章で記述する。

2 安全確保の留意点

県は、指定行政機関の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡通報体制を確立するとともに、駅施設の管理者に対して、駅施設内及び列車内等における自主警戒体制の強化を要請する。

また、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、速やかに駅施設の利用者及び駅周辺の住民の安全確保のための対処に努める。

3 武力攻撃事態等への備え

(1) 駅施設の管理者の体制整備

県は、駅施設の管理者に対し、駅係員による駅施設内の巡回警備体制等を整備するとともに、併せて、県、県警察、関係市町村、消防本部など関係機関との連携体制を整備するよう要請する。

(2) 警備の強化等

県は、駅施設の管理者に対し、駅係員・警備員等による巡回警備及び防犯カメラ等による監視体制の強化を図るとともに、関係警察署長等と連携のうえ、駅施設内の警備強化に努めるよう要請する。

(3) 避難訓練の実施等

県は、駅施設の管理者に対し、あらかじめ駅施設の利用者等の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置の訓練等の実施に努めるよう要請する。

4 通報体制及び安全確保措置の要請

(1) 武力攻撃の発生に係る通報等

① 駅施設の管理者が行う通報

県は、駅施設の管理者に対し、駅係員及び施設利用者等から武力攻撃の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合、直ちに知事、関係市町村長、関係消防署長、関係警察署長、海上保安部長等に通報するよう要請する。

② 知事が行う通知

知事は、上記の通報を受けた場合、国の関係機関、上記の通報先市町村以外の市町村長、県警察本部長、第九管区海上保安本部長等にその旨を通知する。

(2) 安全確保措置の要請

知事は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、駅施設の管理者に対し、駅施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

5 施設利用者等の避難措置

(1) 駅施設の管理者による避難措置

県は、駅施設の管理者に対し、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、業務計画に基づき、消防等と連携のうえ、速やかに駅施設利用者の避難誘導を図るよう要請する。

この場合、不特定多数の者が利用するという施設の特性にかんがみて、適切な情報伝達及び避難誘導に努めるとともに、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意するよう要請する。

(2) 近隣住民等の避難措置

① 近隣住民の避難等の準備

知事は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、駅施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び関係市町村長と協議する。

② 避難の指示

知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難経路や避難手段等を住民に伝達するよう、関係市町村長に通知する。

③ 退避の指示

市町村長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、駅施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市町村長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

④ 警戒区域の設定

市町村長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市町村長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

6 応急対策等

(1) 応急対策

① 応急対策の内容

県は、駅施設の管理者に対し、駅施設の被害状況を速やかに把握し、二次災害のおそれがある箇所については、バリケードや警告板の設置等を行うよう要請する。

② 応急対策の実施

県は、駅施設の管理者に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分配慮のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

(2) 駅施設の応急復旧等のための連携

① 応急復旧

知事は、国及び駅施設の管理者と連携して、駅施設の復旧体制を構築することに努める。

② 駅施設が復旧されるまでの知事の情報提供等の措置

知事は、国、駅施設の管理者及び関係機関と連携し、復旧の目途や代替輸送手段など、駅施設利用者への必要な情報提供に努める。

第4章 港湾施設における武力攻撃事態等への対処

本県には、特定重要港湾新潟港や重要港湾直江津港をはじめ、港湾施設が多数存在する。物流及び人流の重要拠点という施設の特徴から、港湾施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、県民生活に多大な支障を及ぼすおそれがあるため、港湾施設における武力攻撃事態等への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であるものとして、特定重要港湾である新潟港、並びに重要港湾である直江津港における水域施設（航路、泊地等）及び係留施設（岸壁、栈橋、物揚場等）に関する対処について本章で記述する。

2 安全確保の留意点

県は、指定行政機関の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡通報体制を確立する。

水域施設、係留施設については、船舶の利用に支障が出ないよう必要な水深、幅員及び延長等を確保するとともに、係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設についても安全を確保するものとする。

また、港湾管理者である県は、港湾管理者以外の事業者等と連携し、施設の自主警戒体制の強化を図るとともに、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、速やかに施設の利用者及び施設周辺の住民の安全確保のための対処に努める。

3 武力攻撃事態等への備え

(1) 警戒体制の整備

港湾管理者である県は、県警察、消防機関、税関、海上保安部署、関係市町村、国土交通省北陸地方整備局及び施設管理者等と密接な連携のもと、自主警戒体制を整備する。

また、各施設の内容を把握するとともに、蔵置された貨物等のうち、危険物については各施設の管理責任者と内容、蔵置場所を把握する。

(2) 警備の強化等

港湾管理者である県は、港湾施設が避難住民や緊急物資の運送拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及

び係留施設に紛れ込まないように、巡視及び監視又は出入りの管理を行う。

併せて、定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が常に適正に使用できるよう確認するとともに、救命胴衣、拡声器等必要な資機材を利用可能な状態にする。

(3) 避難訓練の実施等

港湾管理者である県は、あらかじめ施設利用者等の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置の訓練等の実施に努める。

4 通報体制及び安全確保措置の要請

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 港湾管理者が行う通報

港湾管理者である県は、施設の従業員又は港湾施設利用者等から武力攻撃の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合、直ちに国、関係市町村長、関係消防署長、関係警察署長、海上保安部長等に通報する。

② 知事が行う通知等

知事は、上記の連絡を受けた場合、国、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長等に通知する。

また、港湾施設利用者等には、不要不急の船舶の航行等港湾施設の利用自粛を要請する。

(2) 安全確保措置の要請

知事は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、港湾施設の管理者等に対し、施設の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

5 施設利用者等の避難措置

(1) 港湾管理者による避難措置

港湾管理者である県は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、消防等と連携のうえ、速やかに自ら管理する港湾施設利用者の避難誘導を図る。

この場合、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意する。

(2) 近隣住民等の避難措置

① 住民避難等の準備

知事は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び関係市町村長と協議する。

② 避難の指示

知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難経路や避難手段等を住民に伝達するよう、関係市町村長に通知する。

③ 退避の指示

市町村長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市町村長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

④ 警戒区域の設定

市町村長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市町村長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

6 応急対策等

(1) 応急対策

① 応急対策の内容

港湾管理者である県は、施設の罹災概要を速やかに把握するとともに、二次災害につながる可能性のある箇所の調査を行うこととし、二次被害のおそれがある被災箇所については、安全管理上行う処置として、危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

港湾管理者である県は、応急的に施設の機能を確保するための応急工事を、被災状況のほか、施設の重要度や必要な資機材の入手可能性及び工期等を考慮して優先順位を定め、段階を追って進める。

② 応急対策の実施

港湾管理者である県は、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要があると認める場合に、安全の確保に十分配慮したうえ、応急対策を実施する。

(2) 港湾施設の応急復旧等のための連携

① 応急復旧

知事は、国と協力しながら、水域施設、係留施設等の復旧体制を構築し、速やかに施設の機能回復に努める。

② 代替の輸送手段提供への配慮

港湾管理者である県は、港湾管理者以外の事業者等と連携し、武力攻撃災害等により施設の使用ができなくなった場合には、他の港湾施設の使用又は代替手段を確保できるよう、関係機関への支援の要請に努めるとともに、復旧の見通しに関し県民等に情報提供を行う。

③ 港湾施設が復旧されるまでの情報提供等の措置

港湾管理者である県は、港湾管理者以外の事業者等と連携し、二次災害による被害の防止・軽減、交通の混乱の防止、並びに被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施等のため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

- ・ 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- ・ 港湾施設利用者等の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- ・ 交通路の状況、被災施設の復旧の見通し等に関する事項
- ・ その他広報を行う必要がある事項

第5章 空港旅客ターミナル施設における武力攻撃事態等への対処

本県には、日本海対岸諸国等との直行便が発着する空港である新潟空港が所在する。

人流の重要拠点という施設の特色から、空港施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多岐となり、県民生活に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、特に旅客ターミナル施設における武力攻撃事態等への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、また不特定多数の者が利用することなどにより、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であるものとして、新潟空港における旅客ターミナル施設に関する対処について本章で記述する。

2 安全確保の留意点

県は、指定行政機関の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡通報体制を確立する。

旅客ターミナル施設は旅客ターミナルビル事業者、航空事業者、税関・出入国管理・検疫等が混在する複合施設であるため、県は、あらかじめ各事業者間で旅客ターミナル施設管理者を定め、連絡体制を整備しておくよう要請するとともに、旅客ターミナル施設管理者に対して、施設内外における自主警戒体制の強化を要請する。

また、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、速やかに旅客ターミナル施設の利用者及び施設周辺的安全確保のための対処に努める。

3 武力攻撃事態等への備え

(1) 旅客ターミナル施設管理者の体制整備

県は、旅客ターミナル施設管理者に対し、巡回警備を徹底し監視体制を強化するとともに、併せて、県、県警察、関係市町村、消防本部、海上保安部など関係機関との連携体制を整備するよう要請する。

(2) 警備の強化等

県は、旅客ターミナル施設管理者に対し、航空保安対策基準等に従い保安検査など航空保安対策を適切に講じるとともに、関係警察署長等と連携のうえ、旅客ターミナル施設内外の警備強化に努めるよう要請する。

(3) 避難訓練の実施等

県は、旅客ターミナル施設管理者に対し、あらかじめ旅客ターミナル施設利用者等の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置の訓練等の実施に努めるよう要請する。

4 通報体制及び安全確保措置の要請

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 旅客ターミナル施設管理者が行う通報

県は、旅客ターミナル施設管理者に対し、施設の従業員及び空港従事者、並びに税関・出入国管理・検疫職員等が武力攻撃の兆候を発見した場合、また連絡を受けた場合、直ちに知事、関係市町村長、関係消防署長、関係警察署長、海上保安部長等に通報するよう要請する。

② 知事が行う通知

知事は、上記の通報を受けた場合、国の関係機関、上記の通報先以外の市町村長、県警察本部長、第九管区海上保安本部長等にその旨を通知する。

(2) 安全確保措置の要請

知事は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、旅客ターミナル施設管理者に対し、旅客ターミナル施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

5 施設利用者等の避難措置

(1) 旅客ターミナル施設管理者による避難措置

県は、旅客ターミナル施設管理者に対し、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、消防等と連携のうえ、速やかに旅客ターミナル施設利用者の避難誘導を図るよう要請する。

この場合、不特定多数の者が利用するという施設の特性にかんがみて、適切な情報伝達及び避難誘導に努めるとともに、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意するよう要請する。

(2) 近隣住民等の避難措置

① 近隣住民の避難等の準備

知事は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、旅客ターミナル施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び関係市町村長と協議する。

② 避難の指示

知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難経路や避難手段等を住民に伝達するよう、関係市町村長に通知する。

③ 退避の指示

市町村長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市町村長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

④ 警戒区域の設定

市町村長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市町村長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

6 応急対策等

(1) 応急対策

① 応急対策の内容

県は、旅客ターミナル施設管理者に対し、旅客ターミナル施設の被害状況を速やかに把握し、二次災害のおそれがある箇所については、バリケードや警告板の設置等を行うよう要請する。

② 応急対策の実施

県は、旅客ターミナル施設管理者に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分配慮のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

(2) 旅客ターミナル施設の応急復旧等のための連携

① 応急復旧

知事は、国及び旅客ターミナル施設管理者等関係機関と連携して、旅客ターミナル施設の復旧体制を構築することに努める。

② 旅客ターミナル施設が復旧されるまでの知事の情報提供等の措置

知事は、国、旅客ターミナル施設管理者及び関係機関と連携し、復旧の目途や代替輸送手段など、旅客ターミナル施設利用者への必要な情報提供に努める。

第6章 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処

本県には、新潟東港地区、新潟西港地区及び直江津地区に、石油コンビナート等特別防災区域が所在する。

石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合には、広域かつ複雑な態様の二次災害発生等のおそれがあるため、石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

危険物等を取り扱う施設の特性から、武力攻撃災害が発生した場合には二次災害等が発生するおそれがあるものとして、石油コンビナート等特別防災区域内に所在する特定事業所及びその他の事業所に関する対処について本章で記述する。

2 安全確保の留意点

県は、指定行政機関の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携強化に努めるとともに、事案発生時の連絡通報体制を確立する。

また、県は、石油コンビナート等特別防災区域内に所在する特定事業所（石油コンビナート等災害防止法で規定する第1種事業所及び第2種事業所）及びその他事業所（特定事業所に準ずる事業所として新潟県石油コンビナート等防災計画で定める事業所）の設置者（以下「特定事業者等」という。）に対し、自主警戒体制及び共同警戒体制を整備し、施設管理の徹底により不審者や不審物の警戒を行うよう要請する。

また、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、危険物、高圧ガス及び劇毒物（以下「危険物等」という。）の流出及び拡散の防止のための応急措置を講じ、武力攻撃災害の局限化を図ることとする。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として新潟県石油コンビナート等防災計画を準用する。

3 武力攻撃事態等への備え

(1) 特定事業者等の体制整備

県は、特定事業者等に対し、施設への入構管理に当たって不審者の侵入を防止する確認体制を強化するとともに、平素から構内の危険物等の保管状況の把握に努め、併せて県、県警察、消防本部、海上保安部長等との緊密な連絡体制を整備するよう要請する。

(2) 警備の強化等

県は、特定事業者等に対し、入構管理に当たって身分確認、携行品の確認等を実施し、不審者の侵入を防止するとともに、関係警察署長等と連携のうえ、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回警備強化に努めるよう要請する。

(3) 避難訓練の実施等

県は、特定事業者等に対し、あらかじめ構内の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置の訓練等を実施に努めるよう要請する。

4 通報体制及び施設の使用停止命令

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 特定事業者等が行う通報

県は、特定事業者等に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合、また連絡を受けた場合、直ちに知事、関係市町村長、関係消防署長、関係警察署長、海上保安部長等に通報するよう要請する。

② 知事が行う通知

知事は、上記の通報を受けた場合、国の関係機関、上記の通報先以外の市町村長、県警察本部長、第九管区海上保安本部長等にその旨を通知する。

併せて、知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに周辺の警備強化、立入制限区域の指定等を要請する。

(2) 武力攻撃災害の広報

県は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の安全確保と人心の安定を図るため、県警察や海上保安部長等と連携のうえ、災害の状況や住民のとるべき措置に関する広報を実施する。

(3) 安全確保措置の要請

知事は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、特定事業者等に対し、施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 施設の使用停止の命令

知事は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、特定事業者等に対し、危険物等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止を命ずることができる。

5 周辺住民等の避難措置

(1) 特定事業者による避難措置

県は、特定事業者等に対し、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、消防等と連携のうえ、速やかに構内従業員等の避難誘導を図るよう要請する。

この場合、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意することとする。

(2) 周辺住民等の避難措置

① 住民避難等の準備

知事は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、周辺住民の避難措置等について、速やかに国及び関係市町村長と協議する。

② 避難の指示

知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難経路や避難手段等を住民に伝達するよう、関係市町村長に通知する。

③ 退避の指示

市町村長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、周辺住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市町村長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

④ 警戒区域の設定

市町村長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市町村長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知することとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行うとともに、その旨を市町村長に通知する。

6 応急対策等

(1) 応急対策

① 応急対策の内容

県は、特定事業者等に対し、施設の被害状況を速やかに把握し、危険物等の流出及び拡散による二次災害を防止するため、所要の措置を行うよう要請する。

また、県は、特定事業者等に対し、大規模火災等の発生に際しては、消防機関、海上保安部等と連携のうえ、速やかに消火及び被害の拡大防止に努めるよう要請する。

② 応急対策の実施

県は、特定事業者等に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分配慮のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

(2) 施設の応急復旧等のための連携

① 応急復旧

知事は、国、特定事業者等及び関係機関と連携し、施設の復旧体制を構築することに努める。

② 施設が復旧されるまでの知事の情報提供等の措置

知事は、国、特定事業者等及び関係機関と連携し、施設の復旧に係る情報提供に努める。

第5編 離島における武力攻撃事態等への対処

第1章 基本方針

武力攻撃事態等における離島の住民の避難については、住民を島外へ避難させる場合、輸送手段に大きな制約があることから、住民の避難を迅速かつ的確に実施するため、基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 離島における武力攻撃事態等に対する基本的な考え方

県は、武力攻撃事態等において、離島の住民を島外へ避難させる場合、国、市町村、関係機関等と連携のうえ、全住民の島外への避難を視野に入れた対処を行う。

なお、島外への避難を伴わない対処については、本計画第2編及び第3編によるものとする。

2 運送事業者との連携

県は、住民の島外への避難については輸送手段に大きな制約があることから、可能な限り、あらゆる輸送手段を想定した体制整備をしておくものとし、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との連携協力を努める。

3 県、市町村の役割分担

離島の住民を島外に避難させる場合においては、輸送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることから、島内の空港及び港湾・漁港までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する市村が中心となってい、島内の空港及び港湾等から島外の空港及び港湾等を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については、県が市町村に対し最大限支援を行う。

第2章 平素からの備え

県は、平素から、武力攻撃事態等における離島の全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとし、以下のとおり、必要な情報の把握や関係機関との連携に努める。

1 平素から把握しておくべき情報

県は、防災への備えを最大限に活用するとともに、国、市村と連携のうえ、それぞれが把握した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。

県は、市村を通じ、全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報として、下記情報の把握に努める。

【把握しておくべき情報】

- 島内人口（男女別。観光客等一時滞在者を含む）
- 関係機関の輸送力（航空機、船舶、バスなどの保有台数及び定員）
- 想定される避難先までの輸送経路
- 島内の空港、港湾施設等の収容能力（航空機、船舶の大きさによる離発着、接岸可能性など）

2 関係機関との連絡体制整備

(1) 連絡体制の整備

県は、国、市村、関係機関等との連絡窓口、連絡方法の確立等、平素から連絡体制の整備に努める。

(2) 避難に係る応援要請

県は、離島の住民の避難に関して、島内の市村への支援体制を整備するとともに、他の都道府県との応援協力体制の整備に努める。

また、県は、海上保安庁及び防衛省が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送を要請する場合に備え、当該運送を要請する場合の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等の連絡体制を整備する。

(3) 市村の応援要請

市村は、海上保安庁及び防衛省が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要があると認める場合に備え、県に対し、第九管区海上保安本部長及び防衛大臣に要請を行うよう求める際の連絡体制を整備するものとする。

3 避難運送体制の整備

県及び市村は、管内の空港及び港湾等の収容能力等（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、可能頻度等）を把握するとともに、管内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関のバス、航空機、船舶の保有台数等その輸送力の把握に努め、これらの者との連絡窓口、連絡方法の確立等連絡体制を整備する。

なお、県及び市村は、避難住民の運送を求めた場合の運送費用等の契約条件についてあらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議しておくものとする。

4 避難実施要領の準備

(1) 避難実施要領の事前準備

市村は、的確かつ迅速に住民の避難が行えるよう、さまざまな条件に応じた避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、避難実施要領のパターンに定めておくものとする。

また、島外への避難に備え、あらかじめ避難先となりうる市町村と避難住民の受入体制について連携を図るものとする。

(2) 訓練を通じた周知

県は、国、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携のうえ、離島の住民の避難及び救援に係る訓練の実施に努め、住民に対して避難方法の周知に努める。

第3章 武力攻撃事態等における対応

県は、離島における武力攻撃事態等の場合には、避難住民の運送手段の制約に配慮のうえ、迅速かつ的確な国民保護措置を可能とするため、その対応について以下のとおり定める。

1 避難の準備

(1) 避難住民数などに応じた輸送手段の検討

県及び市村は、避難措置の指示が見込まれる場合には、避難住民の人数、運送手段の種類と特性、利用するために要する期間等を総合的に勘案のうえ、避難住民の運送のために取り得る以下の手段等について、可能な限り早期に検討を開始する。

- ① 自らが保有する車両及び船舶を利用すること
- ② 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送の求めを行うこと
- ③ 国（海上保安庁及び防衛省）に対して、その保有する航空機及び船舶による運送の要請を行うこと

(2) 国の事態対策本部との連携

県は、避難措置の指示が見込まれる場合には、航空機及び船舶を使用する避難住民の運送の求めを行うことに備えて、避難の経路の安全に関する情報について国の事態対策本部と連携のうえで情報収集し、市村に連絡する。

また、住民の島外への避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、県は、以下の情報の把握に努め、消防庁又は国土交通省を通じて、国の事態対策本部に早急に連絡する。

- 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- 現在確保が見込まれる運送手段、今後不足する運送手段の見込み

(3) 避難の指示

県は、離島の住民の避難の指示をするに当たり、国の事態対策本部、市村対策本部等からの情報を踏まえるとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と可能な限り調整を行い、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法を示す。

(4) 避難実施要領の策定

市村長は、県の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、県対策本部からの情報等を踏まえ、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンに基づき避難実施要領を定めるものとする。

この場合において、市村は、県と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるように島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や空港や港湾

等までの運送手段、運送経路等)を定めるものとする。

2 関係機関への連絡・要請

(1) 避難住民の運送の求め

知事は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と連絡をとり、個別に避難住民の運送の求めを行う。

この場合において、知事は、必要に応じて、国民保護法第11条第4項の規定に基づき、国土交通省に対して運送事業者である指定公共機関と必要な連絡調整を行うよう要請する。

また、知事は、船舶などの輸送力が不足する場合又は不足すると見込まれる場合、国土交通省に対して船舶の旅客定員の取扱い等、法令の弾力的運用を図るよう要請する。

(2) 海上保安庁への要請

知事は、海上保安庁の保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、第九管区海上保安本部長に対し、当該運送の要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

知事は、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行う。

(4) 市村長の行う要請

市村長は、海上保安庁の保有する航空機及び船舶又は自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、知事に対し、2(2)(3)に係る要請を行うよう求めるものとする。

3 避難の実施

(1) 島内の空港・港湾等への運送

市村は、避難実施要領に定めたところにより、避難住民を島内の空港・港湾等へ誘導するものとする。なお、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等特に配慮を要する者の避難誘導に当たっては、情報伝達及び輸送手段の確保等について特に留意するものとする。

(2) 県による住民避難の支援

県は、離島の住民の避難の指示を行った場合には、体制を整備し、市町村に対し必要な支援を行う。特に、島内の空港及び港湾等から島外の空港及び港湾等を経由した避難

先地域までの避難住民の運送については、市町村に対し誘導要員の派遣、避難途中の食料・水・医療・情報の提供など最大限の支援を行う。

また、住民の島外避難に際しては、県は、島外の空港又は港湾から避難先地域までの交通手段について確保を図る。

(3) 避難先市町村での受入れ

県は、受入先の港湾・空港施設から避難所までの輸送手段を確保する。避難先を管轄する市町村は、すみやかに避難所を開設し、避難住民の受入れに努める。

4 島外避難に係る留意点

(1) 住民への的確な伝達

住民の島外への避難に関しては避難手段が限定されることから、県及び市村は、避難住民の空港・港湾等への集中等による混乱を避け、住民が安心して避難できるよう、的確かつ迅速な情報伝達に努める。

(2) 残留者の確認

市村は、島外への輸送手段が限られることから、できる限り戸別訪問を実施するなど、残留者が取り残されないような対応を心がけるものとする。

(3) 漁船等の使用

県及び市村は、漁船やプレジャーボートなどを使用した島外避難について、海上交通の混乱を招く恐れがあり、避難住民の安否情報の確認が困難になることから、緊急やむを得ない場合を除き、自粛するよう呼びかける。

5 空港・港湾等の使用の留意点

(1) 離着陸及び入出港に関する留意事項

離着陸及び港湾施設の使用許可申請の諸手続については、基本的には運送を行う指定公共機関又は指定地方公共機関が行うものとする。ただし、当該機関のみで対応が困難な場合には、県は、当該機関を支援するとともに、状況に応じて、国土交通省に対し、所要の支援を要請する。

(2) 受入空港・港湾等に関する留意事項

県は、島外への住民避難に関し、状況に応じて適切と考えられる空港に避難住民の運送を行っている航空機が着陸できるよう、国土交通省に調整を要請する。また、国土交

通省又は県以外の者が管理する空港施設又は港湾施設を利用する場合には、状況に応じて、可能な限りの便宜が図られるよう、国土交通省を通じて調整を要請する。

なお、知事は、他の都道府県に離島の避難住民の誘導を行う際には、受入先の港湾又は空港から避難先地域への誘導が円滑に行われるよう、輸送手段の確保等あらかじめ当該都道府県知事に協力を要請する。

6 避難住民の運送の求め及び指示に係る留意事項

(1) 運送の求めと安全確保

知事は、住民の島外への避難については、市町村の区域を越えた避難となることから、広域的な観点から避難先の調整などを行うとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、運送の求めを行う。この場合、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 運送の求めに係る総合調整等

県対策本部長は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われない場合、所要の調整を行う。

知事は、県対策本部長の調整によってもなお、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

(3) 国の事態対策本部長への通知

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の事態対策本部長に対し、その旨を通知する。

第6編 復旧に関する計画等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保したうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握・整理したうえで、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、国と連携しつつ必要な措置を講じ、被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

県及び市町村は、避難所及び市町村役場などに被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

県及び市町村は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災児童生徒等に対する支援

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、カウンセリングの実施、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等必要な措置を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等に関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(4) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(5) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(6) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該相談窓口を中心に被災者等の状況に応じた対応を実施する。

2 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼動製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。さらに必要に応じて近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

県は、武力攻撃による火災で滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、災害公営住宅等を整備する市町村を支援する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

3 生活関連物資等の需給・価格状況の調査・監視

(1) 生活関連物資等の需給監視

県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 生活関連物資等の価格安定

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

【参考】

- | |
|--|
| ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号） |
| ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号） |
| ③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号） |

4 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

工業用水道事業者及び流域下水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給・処理するために必要な措置を講ずる。

河川管理施設、道路、港湾及び空港施設の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港施設を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の事態対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に

準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第7編 緊急処理事態への対処

県は、武力攻撃事態と同様に、大規模テロ等の緊急処理事態においても、県民等の生命、身体及び財産の保護を迅速かつ的確に実施するため、緊急対処保護措置について以下のとおり定める。

1 緊急処理事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処に関しては、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第1編第5章2 緊急処理事態の類型（再掲）

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほか、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲内とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

新潟県国民保護計画

平成18年 3月31日作成

平成19年 1月23日変更

平成20年 3月14日変更

平成22年 3月19日変更

平成26年11月14日変更

平成30年12月21日変更

編集・発行 新潟県防災局危機対策課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-282-1636

FAX 025-282-1640

E-mail ngt130040@pref.niigata.lg.jp
